

教育厚生委員会会議録

日時 平成23年12月9日(金) 開会時間 午前 9時58分
閉会時間 午後 3時35分

場所 恩賜林記念館 特別会議室

委員出席者 委員長 望月 勝
副委員長 塩澤 浩
委員 皆川 巖 棚本 邦由 山田 一功 丹澤 和平 永井 学
飯島 修 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

教育委員長 久保嶋 正子 教育長 瀧田 武彦 教育次長 小林 明
次長 八木 正敏 総務課長 広瀬 正三 福利給与課長 堀内 正基
学校施設課長 望月 和俊 義務教育課長 堀之内 睦男 高校教育課長 長田 正樹
新しい学校づくり推進室長 池田 友博 社会教育課長 上笹 純夫
新図書館建設室長 渡辺 恭男 スポーツ健康課長 一瀬 文昭
学術文化財課長 高橋 一郎

福祉保健部長 古屋 博敏 福祉保健部次長 三枝 幹男
福祉保健部次長 市川 由美 福祉保健部参事 山本 裕位
福祉保健総務課長 鈴木 治喜 監査指導室長 遠藤 晋 長寿社会課長 布施 智樹
国保援護課長 中澤 卓夫 児童家庭課長 横森 梨枝子 障害福祉課長 篠原 昭彦
医務課長 吉原 美幸 衛生薬務課長 渡邊 伊正 健康増進課長 大澤 英司

議題 (付託案件)

- 第106号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの
- 第112号 動産購入の件
- 第113号 動産購入の件
- 第115号 指定管理者の指定の件
- 第120号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの
- 請願第23-1号 山梨県立桂高等学校の中高一貫校への改編に関することについて
- 請願第23-4号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に関する意見書提出を求めることについて
- 請願第23-17号 重度心身障害者医療費に係る公費負担制度の確立を求めることについて
- 請願第23-18号 教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
また、請願については、請願第23-1号、請願第23-4号及び請願第23-

18号は継続審査すべきものと決定し、請願第23-17号は採択すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、教育委員会関係、福祉保健部関係の順に行うこととし、午前9時58分から午後1時39分まで（その間、午後0時7分から午後1時0分まで休憩をはさんだ）教育委員会関係、休憩をはさみ午後1時59分から午後3時35分まで、福祉保健部関係の審査を行った。

主な質疑等 教育委員会関係

※第106号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

（高校施設整備費）

棚本委員

ただいま10款4項の高校施設整備費のご説明を伺いました。予算額で見ると1,700万円でありますから、これだけ見れば正規であります。本当にこの間、県教委におかれましても、それから県を中心としたさまざまな議論の中で、今日を迎えられて、こうして予算案が計上されたことに、冒頭に、今日までの本当に多くの皆さんのご努力に敬意をあらわす次第であります。また、この場におりませんが、地元都留市も桂高校関係者を中心に、いろいろ悩んだようなことも承知しておりますから、改めて、ここで敬意をあらわす次第でございます。

さて、東部地域総合制高校建設事業費が、予算化されております。これは用地測量だけですが、一般県民として見たときに、今までの桂高校、谷村工業高校の問題は見ていたんですが、やっとう地測量にこぎ着けて、これから先どのような絵を描いて、学校を建設されてと、これからの多くの部分がなかなか見えない。郡内全域の大きな話でなく、東部地区を考えても、上野原には県境を抱え、かなり運営にご苦労されている上野原高校があり、この方面の生徒が通学範囲に入っていたり、あるいは都留高校は、私も単位制導入時のPTA会長を務めましたけど、やはり単位制を導入して相当年数たってきている。

この中で、東部地域の教育も総合制をひくということの中で、また新たなスタートが切られるような気がしてなりませんから、あえて所管ではなく、予算のほうでさせていただきました。

まず最初に、そのような観点の中から、今回、用地測量費を盛り込まれましたが、いろいろな県内の学校、総合制の学校の施設もつくられております。今までの経験も踏まえて、あるいは東部地域の将来も見据えて、どのようなコンセプトで今回の建設、まずはハードづくりに進むのか。その点のご所見をお伺いいたします。

望月学校施設課長

今回、用地補償、用地測量費の補正をお願いしたわけですが、今後、これにより設計等に入っていくわけですが、現在、新しい学校の基本的なコンセプトとかそういうものを、学校関係者とか地域の方々を含めて練っており、それを踏まえて設計に入っていくわけですが、コンセプトまではちょっと、いかないんですけども、建物の設計等の指針としては、生徒たちが自信を持って、誇りを持てるようなものにしていければなどは考えています。

棚本委員

確かに、まだ用地測量の部分で、予算に関連してお聞きするのは性急かと思いますが、ただ、今まで私ども2期、3期目に入り、見ておりまして、やはり、も

う施設整備費の本体工事の予算が盛られたときには既に内容が固まっておりますから、そこで質問をしても、何も県議会議員としての意見が反映できないものですから、あえて、この用地測量の段階から、今後どのような形で整備されるのかを。

確かに教育の中身が大事です。ただ、さりとてハード部分の施設整備というのも、やはり大きなウエートを占めてきますから、例えば今までの総合制の高校をつくってみて、さまざまな観点の中から、例えば今回の主眼は、広く教室等も地域に開かれた、あるいは地域に見せられる部分も建設してみたいとか、そんな思いは、くどいようですが、何か大きな柱はないのでしょうか。

望月学校施設課長 この学校は隣にある産業技術短期大学校と一緒に協力してやっていく。あるいは近くにある都留文科大学とも上手につき合っていく。そういうことを踏まえて、そういうことができるような施設整備を含めて考えておりますけれども、申しわけありません。まだ具体的にここまでというのがないので、ちょっと済みません。

棚本委員 わかりました。少し早い質問かとも思いますが、あえて、先ほどの背景を考え、この時期に質問させていただきました。

ただいま学校施設課長から答弁いただきましたとおり、産業技術短期大学都留キャンパスのこともあります。それから、ある意味では、都留高校、上野原高校を考えたときに、1つの別な意味での起爆剤というか、高校としての活性化が図られる起爆剤になるような感があります。さまざまな要素を持った総合制高校になりますから、ぜひとも早い段階から県教委の意思も、そして地域の住民の声も吸い上げていただきたいと思えます。

最後にもう1点、所管かもしれませんが、予算から入りましたので、あえて。これが、いよいよ着工であります。冒頭申しました、本来東部地域全体の総合制高校として、上野原高校、都留高校、あるいは大月高校も並行しますが、これらの長期的でなくても結構ですので、短期、中期的に見たときの、この総合制高校が果たす役割というのは、どのようなお考えをお持ちでしょうか。お伺いいたします。

池田新しい学校づくり推進室長 平成21年度の基本構想は、31年度までの期間を想定しているものです。この中で、東部地域においては、ご存じのとおり、中学生が非常に減って、3分の2ぐらいになるということで、あのエリア全体を考えたときに、活力ある学校を維持していくためには再編整備が必要であるということに基づき、今回、地元の方のご理解を得る中で、谷村工業高校と桂高校の再編整備まで至りました。

新しい学校につきましては、議論の途中においては、総合学科高校と総合制高校という選択はございましたが、地元のご意見として、あの地域の物づくりのためには工業を重視する、総合学科高校ではなく工業科を残してほしいというご意見、それと普通科を残してほしいというご意見がございました。

今後、都留市、大月市、上野原市において1つずつの学校になっていくわけですが、それぞれ上野原高校は総合学科高校へ、ことし再編しておりますが、総合学科といえども、普通科を基軸にした総合学科ということで魅力を高めていくことを考えております。学校も、それに向けて取り組んでいます。大月にある都留高校が単位制で、以前からの魅力をさらに高める。都留市の総合制高校においては、今までの桂高校、谷村工業高校のいいところを継承しながら、地域に根差した新しい学校として頑張っていきたいと。東部地域のそれぞれの学校が、その地域に根差しながら、地域の子どもを育てるような環境として進めていきたい

と考えています。

棚本委員

わかりました。今、詳細についてお聞きをしました。冒頭言いましたように、所管に触れる部分かもしれませんが、用地測量に入りましたので述べさせていただきます。

最後に、今、繰り返しになるかもしれませんが、私もいろんな機会を通じて上野原高校へもお邪魔する中で、上野原高校は本当に県境の学校として苦しんでおります。都留高校は当時、導入時に理数科の部分が廃止になるということで、今、SSHを導入しまして頑張っております。

1つ重要なことは、それぞれの学校自体のご努力もあるでしょうけど、ここの甲府で思う以上に、多分、この総合制高校の設置というのは大きな意味を郡内あるいは東部地域では秘めておられて、これによって、それぞれの学校の魅力づくりも高まり、そして、ともすると県境から県外へ出ていく高校生の1つの戻りになるかもしれません。同時に、この総合制の高校に限らず、東部地域に限っていえば、3校が上手に連携していくことで、3校のそれぞれの魅力がさらに高まるという可能性も秘めているわけであります。

最後に、しつこくなりましたが、この連携についてもお考えをお聞きして質問を終わりたいと思いますが、この総合制高校の設置を契機に、この郡内地域、東部地域に限って、3校の連携についての手続といたしますか、意思だけお聞きして質問を終わります。

池田新しい学校づくり推進室長 高校進学については、東部地域の中学卒業生というのは、あのエリアでかなりの部分、完結していますが、それぞれの学校が特色を生かして、それぞれの学校が目指す特徴が、子どもたちの選択の幅を広げるように、各学校の特徴を生かしながら連携をと考えています。

※第112号 動産購入の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第113号 動産購入の件

質疑

山田委員

小さな県の大きな買い物ということでミレーの絵が購入されて以来、ミレーの美術館ということで、本県の特色の1つでございますので、この件に関しましては、基本的には私も、購入自体については賛成ということでございますが、今後のことも含めて、こういう貴重な作品についての購入の経過については、私ども知っておく必要があると思います。何をもち金額とか時期の、一言で言えば、客観性の担保を何をもちしているのかという点について、まずお伺いしたいと思います。

高橋学術文化財課長 本絵画の購入の経過についてご説明申し上げます。本件につきましては、平成22年度の2月補正予算において、国からの住民生活に光をそそぐ交付金を

活用した美術資料の購入が認められましたことから、4月以降、美術館のほうでミレーやバルビゾン派の作品を中心に、国内外の画廊等を通じ調査を行いまして、平成23年8月に県立美術館長が、大学教授等6名の有識者から成る県立美術館専門委員会に対して、作品の購入について諮問を行いました。

専門委員会におきましては、約30点の作品候補の中から、美術館の資料収集方針や既に持っている収蔵作品とのバランス、あるいは作品のサイズ、質等を比較考量の上、美術資料の内容及び価格に対する評価を行いまして、また、世界の絵画市場での取引価格の推移等の動向等も踏まえまして、「古い壱」を今回購入すべきとの答申を得たものでございます。

以上により今回、「古い壱」を購入するのがベストという判断に至ったもので、議会に提案させていただいた経緯でございます。

山田委員

わかりました。ありがとうございます。ということは、私どもとして今後知っておくことは、その最初の説明に、館長の要望というか、当然、ミレーを使って特別展をするのにこういう作品が必要だとか、いろいろの中で、今回30点の中で1点を選んだということであるとすれば、今後、まだ欲しい作品があるとも聞こえるんですが、その辺については、いかがでしょうか。

高橋学術文化財課長

今後の資料収集の見込み等についてのご質問でございますけれども、県立美術館では、昭和53年に制定いたしました資料の収集方針というものがございまして、この中でミレーの作品、バルビゾン派の作品、あるいは山梨出身、ゆかりの作家の作品等、4つの収集の柱がございまして、それに沿って資料収集については調査等を行っているところでございますが、何しろ予算の話がございまして、美術資料収集の基金も積み立てているところでございますが、近年、このような低利率等により、低調になってございます。今回は国の交付金を活用できることになりましたけれども、そういった予算の状況も見ながら、収集については、方針に照らしてやっていきたいと考えてございます。

山田委員

はい、よくわかりましたが、私どもは美術品の価値まではわからないんですけど、本当に「ミレーの美術館」だから、ミレーの作品であれば当然にいいんじゃないかと思うんですが、やはり血税を使っての購入なので、あるとき、ふっと上がってくるような雰囲気じゃなくて、やっぱり長い方針があって購入しているということもよくわかりましたので、今後も、やはり貴重な税金を使うことでありますので、効果的な購入に向けて行っていただきたいということで質問を終わります。ありがとうございます。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第23-18号 教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善を求めることについて

意見

(「継続審査」との声あり)

討論

なし

採決

全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第23-1号 山梨県立桂高等学校の中高一貫校への改編に関することについて

意見 (「継続審査」との声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑 (県教委の小・中学校教員の人事異動について)

皆川委員 県教委の小・中学校教員の人事異動についてお伺いしたいんですけど、人事異動について、どういう手続の上で決定しているのか、まずお伺いしたい。

堀之内義務教育課長 教員の人事異動につきましては、県の人事異動の要綱がございますので、その要綱に従って、各地教委のほうから案を上げていただきまして、そして県教委のほうで決定していくという方法で行って思っております。

皆川委員 県教委は1月の初めに、年度末人事異動希望調査というのをやるわけですし、小・中学校の教員全員に、転退希望調べという書類をそれぞれ書いていただいてやっている。これをもとにやっているという話ですね。

その調査を、県教委でやった直後に、いわゆる山梨県教職員組合、山教組が、全組合員に対して年度末人事異動希望調査というものをやっているんですね。これ、もう長年の慣例や慣行でやっているということなので、県教委もご存じですか。

堀之内義務教育課長 組合が、そういう動きをとっていることは承知しております。

皆川委員 承知している。じゃ、その人事異動希望調査の書類の内容が、県に出された正式な書類と酷似して、全く同じような内容であるということは知っていますか。

堀之内義務教育課長 そのことも承知はしております。

皆川委員 さらに、その転退希望調査を近年まで、いわゆる県に出すものを、そのままコピーして、それを組合に提出していたというのは知っていますか。

堀之内義務教育課長 組合のほうの動きの中では、そういったことがあることは聞いておりません。

皆川委員 これ、個人情報保護法が成立した後、これはまずいということで、山教組の調査は別紙で、同じようなものをつくって作成しているということは知っていますか。知っていますね。

それで、山教組から出ている民主的人事の取り組みという、こういう冊子があ

るんですけど、これ、ご存じですか。

堀之内義務教育課長 申しわけありません。ちょっと目にしたことはありません。

皆川委員 あなた、山教組にいたことありますか？ 目にしたことないですか。実は、これ、あるんですけど、これによりますと、具体的方策として、各機関の人事対策委員会を早期に開催するという文章がありまして、県人事担当委員会の中に4項目あり、人事綱領の作成、他都市交流のあっせんなどを書いてありますね。2番目に人事対策委員会というのがありました。この中に6項目ありまして、校長、教頭または教員人事に対する要求の集約と書いてあります。さらに3番目に、イ、ロの2項目ありまして、イの委員会の人事要求を集約して市町村教育委員会、校長交渉を持ち要求の実現に努力する、こう書いてあるんですね。

まず、この人事対策委員会という組織、これがあることは認識していますか。

堀之内義務教育課長 個人的にかかわったことはないんですけど、組合に出るときには、そういう話は聞いたことがございます。

皆川委員 この人事対策委員会というのは、教育事務所に交渉したり、市町村教育委員会との交渉、また校長との交渉が行われているという話なんですけど、労組が、こういう個人の人事異動について交渉しているということは、どういうことなんですか。労働組合というのは、そういうものじゃないですよ。システムに対する団体としての要求、こういうものを改善するというのを聞いていたけど、先生個人の人事異動まで交渉するということは。組合は、どういう交渉を県教委とやっているんですか。

堀之内義務教育課長 私がこの立場になって2年目になるんですけども、具体的なそういう個人的な交渉等について、私のところに、交渉しているということについては耳には入っておりませんので、組合等の動きの中で、市と校長の何らかの形の話があるのかなとは思いますが。

皆川委員 知らない。本当ですか。大体これ、みんな知っていますよね。大体、山教組は、全国のいわゆる日教組の中で組織率日本一と言われている。これ、なぜかというのと、やはり人事異動に対する影響力を持っている組織だからでしょう。だから、入る必要があるんです。昇格、昇任も有利になる。人事異動も通る。だから、こういうものを提出しているわけでしょう。同じようなものを県に、あるいはコピーで。何で個人的な問題を組合がやらなきゃならないんですかね。これに対する見解を言ってみてください。いいか悪いか。

堀之内義務教育課長 県といたしましては、委員おっしゃったように、希望調査をとりながら、各地区の管理主事が意見を聞いて、地教委等と、また事務所も入って相談をしながら人事をしていますので、私たちの方針としては、そちらのほうを当然使いながら人事をしています。そういう組合のほうの要望があることは、先ほどお話しをしたとおりですけども、私たちは、要綱に沿って異動を決める方針でやっております。

皆川委員 ということは、いいことではない。組合が直接交渉したり、教育事務所と交渉することは好ましくないと言っているんですね。好ましくない、はっきり言ってみてください。

堀之内義務教育課長 県の立場としては、県の方針で動いているということで考えております。

皆川委員 この民主主義人事の取り組みについてという中に、他郡市交流のあっせんについて組合と交渉しているということが書いてあります。これは事実なんですか。

堀之内義務教育課長 他郡市との交流という部分について、どういう言葉の使い方かよくわからないんですけども、私たちが、人事作業を進めるときについては、全県的、広域的な人事交流をするということでやっておりますので、その基本の中で人事交流を進めております。

皆川委員 このあっせんというのは、この組合がやっているわけじゃないんだ。ただ、これは勝手に山教組のほうで、こういうものをつくって、あっせんをしているように書いてあるだけだということですね。実際は、やっていないと言っているわけですね。

堀之内義務教育課長 そういうことで人事をしたということは先程、発言しましたけど、なかったという認識でおります。

皆川委員 そうすると、ほとんど県教委としては、組合の言うことは聞いていないと。そういう個人の先生の一人一人の異動の希望とか、そういう人事は聞いていないということは断言できますか。

堀之内義務教育課長 先ほど話しましたように、県としても、個人のそういう調査をしておりますので、そちらのほうを使いながら作業するという方法でやっております。

皆川委員 であるならば、毎年やっている山教組の旗開き、教育組合の旗開きに、人事担当の管理主事が出席していると。これ、事実ですか。

堀之内義務教育課長 旗開き等については組合の関係等もありますけれども、私たちも、例えば校長組合の新年会に行くとかいうことはあつたりしますので、そういう地域の管理主事が、そういうところでいうことはあります。

皆川委員 人事をやっている県の人たちが、こういう特定の組合の旗開きに出るということ自体、人事について疑われますよ。今後そういうことがないようにできますか。

堀之内義務教育課長 県民の皆さんの目も厳しい状況がありますし、今おっしゃったように、そういう不信を抱くようなことについては改めていきたいと考えております。

皆川委員 先ほど言いましたように、この組合の力が強いから日本一の加盟率を誇っているわけですけど、普通に法律に反するような、行為が過去にありました。ぜひ、そういう意味で、そういう組合の影響を受けないで、公正な人事異動というものにはしっかり取り組んでもらいたいと思いますけど、決意のほどを教育長にお願いしたい。

瀧田教育長 私も従前、別の組織でございますが、教職員の高等学校の組合員でございます。私も異動カード等つくったり、いろんなことで組合にお願いして、不本意な異動があった場合には申し出させていただくという、教職員の権利を守るという意

味で活動いただきました。

今、課長も申しましたように、県民から不信や疑念を抱かれるということはもちろん十分に慎まなきゃなりませんし、委員のおっしゃることを受けとめまして、今後そういう疑念を抱かれないよう、それぞれがそれぞれの組織の中で、わきまえて行動していきたいと考えております。以上でございます。

(特別支援学校での避難所の開設について)

安本委員

特別支援学校での避難所の開設について、お伺いをさせていただきます。先日、甲府市内の特別支援学校に在籍している子どもさんをお持ちのお母さんから、もし災害が発生して、子どもと一緒に避難しなければならなくなったときに、私たちは一般の小学校などの避難所では生活が難しいんですと、こういう訴えをいただきました。近くに通っているところとは違う、別の特別支援学校があって、そちらのほうに避難させていただければありがたいということなんですけど、残念ながら避難所になっておりませんということで、何とか一番近くの、それぞれが特別支援学校に避難させていただくようにできませんかという要望なんですけれども。

今回の東日本大震災の状況がどうだったかなと思ひまして、自分で調べてみましたところ、まず、これは新聞記事ですけれども、福島県内では、記事のタイトルが、避難所に行けない、救援物資も手に入らないというタイトルで、東日本大震災の被災地やその周辺で自閉症の子を持つ家庭が孤立している。中学2年の娘さんが重度の自閉症、てんかんもあると。地震後、近くに避難所ができたのは知っていたけれども、この自閉症の子どもさん、環境の変化とか人込みに敏感に反応してパニックを起こすこともある。そういったことで行けない。特別支援学校は、震災のため休校になってしまう。障害者の避難所を決めておくなど、災害が起きる前から社会全体でシステムをつくっておいてほしかったと訴えていると、こういう記事がありました。

また、宮城県なんですけど、石巻市の石巻支援学校が震災後に障害のある子どもたちや家族のよりどころとなったと、こういう記事もありました。避難所での生活が難しい子どもも多く、震災当日だけで5家族が避難をした。5つの家族ですね。その後、一時は在校生の10家族を含む約80人が学校に身を寄せた。自閉症の子どもがいて、約1週間、車で避難生活を送った末に学校にたどり着いた家族もいたという、こういった状況がありました。

そこで、まずお伺いしますけれども、本県におきまして、特別支援学校の避難所の指定状況について、どのような状況になっているのか、まずお伺いをします。

長田高校教育課長

特別支援学校の避難所につきましては、現在2校が市町村等から指定されております。1つは、ろう学校、もう一つは、かえで支援学校になっています。

安本委員

ろう学校とかえで支援学校ということなんですけど、どういった方が避難されるのでしょうか。福祉避難所とか、そういうような指定なんのでしょうか。一般の避難所なんのでしょうか。

長田高校教育課長

現在につきましては、一般の避難所という扱いでやっております。

安本委員

ということは、先ほど紹介しました記事で、一般の方たちが一緒に避難されるということだと思ふんですけれども、私のところには、そういった形で個別に要望が来ましたが、今、この東日本大震災を受けて、県も市町村も防災計画の見直しをしていると思います。いろんなところからいろんな要望も来ているのではな

いかと思いますけど、県教委のほうに、この特別支援学校を、そういう一般の方たちとは違う福祉避難所としてほしいというような要望が届いているのかどうか、お伺いします。

長田高校教育課長 現在、市町村等から、そういう福祉避難所に指定というお話はいただいております。そんな状況です。

安本委員 今、第2次の防災アクションプランの案が出ていますけれども、その中で福祉避難所については、現在、障害福祉施設で14施設しかないけれども、これ、次の福祉保健部のほうに聞きたいと思っているんですけども、それを133に、約10倍にふやして対応したいということも、福祉保健部のほうでは目標を立てています。

私、声はまだ県教委のほうには届いていないということかもしれませんが、ぜひ、こういったことについて要望があれば、こたえていくというような検討をしていただきたいと。そして、市町村にも、そういう要望があれば可能だということも情報として発信をしていただきたいと。その防災計画の見直しをしているわけですから、積極的な対応をしていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

長田高校教育課長 現在、本県の県立学校につきましては、先ほどの2校も含めまして20校が市町村から指定を受けております。うちのほうで10年ほど前から防災教育プランを策定する中で各学校に指導しております内容は、指定されている学校は当然であります。指定されていない学校も、震災が起きたときには当然、指定されている、いないにかかわらず、住民の方が避難してくることを想定しておかなければならないという指導をしております。

したがって、職員等は、その覚悟を持って、来られた場合には最善を尽くすような対応ですね。ただ、その段階で、避難所に指定されておらずと、対応する物資等が市町村から来ませんので、そこら辺のことも、市町村等、もし万が一そういう事態になったらということで打ち合わせをしておくように指導は行っております。

安本委員 私のところに話をくださった方は、県の中でもそういう話題が出ているということで、個人だけの要望ではなかったと私も理解をしています。おっしゃったように、いつでも避難して下さって結構ですということはいいいですけども、避難所としてきちんとした指定がされていないと、市町村から避難所、先ほどの物資の話ですとか、備蓄の食糧もあるんですね。そういうことがきちんとできないので、協定をしっかりと結んでいただけて対応していただくのが一番だと思います。

それから、これは福祉保健部のほうの話になるかもしれませんが、教育委員会もかかわっていると思います。今回の東日本大震災では普通校にいっぱいいらっしゃる発達障害の子どもさんは、一部分を囲ってということもなかなか難しいようで、そういったためにも、私は本当に特別支援学校すべて指定していただいて、開放していただいて、何かのときには大丈夫ですよということで安心させてあげたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。答弁は結構です。ありがとうございました。

(特別支援学校の施設整備について)

永井委員 今、安本委員が特別支援学校関係の避難所についてお伺いをして、私も特別支援学校の件について何点かお伺いをさせていただきます。特別支援学校の施設整

備とかえで支援学校の分教室について幾つかお伺いをしたいと思います。

平成19年度から特別支援教育が本格実施となって4年が経過しようとしていますが、この特別支援教育は、盲・聾・養護学校や特殊学級等で対象としてきた児童・生徒に限らず、通常の学級に在籍する発達障害等の児童・生徒も含めて、自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するものです。

このため、本県において、わかば支援学校の大規模解消と適正配置の観点から設置された、ふじかわ分校や、かえで支援学校、そのほかにも富士見支援学校、あけぼの支援学校、ふじざくら支援学校の増築等の改築や改修が行われて、障害のある子どもたちが学ぶ教育環境の改善に努めてきたことは承知をしております。

こうした中、県教委が本年7月に策定した、やまなし特別支援教育推進プランの今後10年間の特別支援教育における在籍者の将来推計では今後、特別支援学校の在籍者は平成30年まで増加し続けるとされております。

そこで、まず特別支援学校の教室不足や老朽化等への今後の対応や県職員の計画的な配置について、県教委の基本的なお考えをお伺いいたします。

池田新しい学校づくり推進室長 特別支援教育に関しまして、近年、それぞれの子どもに応じた教育というのが、かなり評価されているんだと思いますが、特別支援学校におられる生徒がふえております。また、わかば支援学校など老朽化等の学校もありまして、プランの中では、予算等の絡みもありますので、いつ着手するかという、そういうはっきりした計画にはなっておりませんが、在籍者の増加に対応した改築、整備、あるいは増築等を検討していくということにしております。

(かえで支援学校の分教室の設置目的について)

永井委員

今、多分、年々増加をし続けるということで、先日、委員会でも、わかば支援学校のほうを、見学させていただきましたけれども、やはり建物の老朽化みたいなものは激しくなっている。そのほかの支援学校等も、これから、生徒が増加していくなどいろいろな部分の中での対応が必要となってくると思います。

そこでまた、かえで支援学校の分教室のことで何点かお伺いをします。これまでも教室不足のために増築された経緯があるかえで支援学校分教室は、高等部に在籍する軽度の知的障害を持つ生徒に対して、就職を目指した職業教育を実施すると伺いました。多くの保護者の方が、高等部を卒業した後の障害を持つ子どもの進路を考えるに当たって非常に悩んでいる中で、分教室には、私自身、大いに期待するところがございます。

そこで、かえで支援学校の分教室の設置目的について、改めてお伺いをいたします。

池田新しい学校づくり推進室長 ふえている特別支援学校の生徒のうち、特に高等部における軽度の知的障害の子どもが現在ふえております。かえで支援学校は、今年度241名の児童・生徒がおりまして、そのうちの約半分、120名が高等部、そのうちの半数程度が軽度、自分で学校へ通える程度の子どもたちがいます。その子どもたちが、よりよい、将来に向けて、自立と社会参加ができるように教育していく必要があると考えておりまして、それにつけては、将来の就職を見越した教育ができれば自立に向けた準備ができるのではないかとということで、そのようなコースを設けるという意味で、分教室を設置いたしました。

(かえで支援学校の分教室の施設整備について)

永井委員

そういう方たちを受け入れていくための分教室ということで、その設置目的を

達成するために、今、分教室を園芸高校の跡地というか、園芸高校の施設を使って改修をされていると思いますけれども、まず、どのような施設整備を今されているか、お伺いをいたします。

望月学校施設課長 園芸高校につきましては、従来、通常の子どもたち、生徒が通っているわけです。そこを支援学校として利用しますので、手すりの設置とか、あるいは支援学校として消防法に適合するような整備、そのようなことをしておるとともに、厨房とかそういうのはございませんので、そのように教室を改修している。そういう状況です。

永井委員 ありがとうございます。いただいた資料がここにあるんですけども、この山梨園芸高校を改築、跡地を使うということで、この黒い部分が利用されない部分になります。支援学校の生徒たちが利用するに当たって、使われない教室がこのようにたくさんあるんですけども、生徒さんたちとかが入り込まないような安全対策は講じられて施設整備をされているかどうか、お伺いをいたします。

望月学校施設課長 消防法との絡みもありますけれども、この規模だと扉を設置して一応クリアするようにしていただいています。

永井委員 一般の高校生が今まで利用してきたということで、園芸高校が今までいろんな専門的な授業をやった、例えば測量実習室とか、土壌の研究をする実験室とか、そういうものも閉鎖されるので、こういうところに間違っていると非常に危険であると思います。ぜひ、そういった部分も、消防法の関係もあると思うんですけども、配慮しながら施設整備をしていただきたいと思います。
(かえで支援学校分教室への通学手段について)

次に、分教室について。かえで支援学校に通学している生徒さんたちが行かれると思いますけれども、今までは便利な甲府の東光寺のほうへ通うことができたということですが、郊外の笛吹市石和町に移るとのことです。先ほど室長のお話にもありましたが、通える程度の生徒さんたちが移動するということなんですけれども、ただ、今まで甲府だから自転車で通われていた方もおられると思います。

例えば、石和の駅からの交通手段であるとか、または遠くになってしまう方の生徒の通学手段について、どのようにお考えか、お伺いをさせていただきます。

池田新しい学校づくり推進室長 来年4月に設置するわけですが、現在、かえで支援学校まで自主通学をしている程度の生徒が園芸高校のほうへ通学することになります。それで、善光寺駅とか、石和駅とか、最寄りの駅まで来ていただいて、そこからスクールバスで通ってもらうということを想定しております。

永井委員 通学の部分に関しては多分、親御さんたちも結構心配をされていると思うので、不便のないような交通手段をお願いをいたしたいと思います。
(かえで支援学校の分校への移行について)

最後に、かえで支援学校分教室が、なぜ分校ではないのかということでお伺いをしたいと思います。分教室と分校の違いというのは、しかるべき管理職や事務職員の方々が配置をされているかという違いだと思うんですけども、かえで支援学校分教室は、先ほども申しましたが、園芸高校を利用しています。建物が非常に広いために、生徒の安全管理を行う面でも、また、今後生徒がふえることを見込んでも、私は分校とするほうが良いと思います。今は分教室としてつくら

れていますが、行く行くは、やっぱり分校として発展をしていかなきゃいけないと思いますけれども、その辺のお考えを最後に伺わせていただきます。

池田新しい学校づくり推進室長　今回のかえで支援学校の分教室の設置につきましては、先ほど述べましたとおり、軽度の障害のあるお子さんの高等部への在学が急激にふえているというものに対する対応です。かえで支援学校敷地の中には、これ以上、建物が建てられない状況にあるため、分教室を設置する。設置に当たって、園芸高校の施設をうまく活用することによって、より良い教育ができるということを考えております。

それと、将来的には、プランの中でも示してありますが、高等部専門学科の設置です。今回は、かえで支援学校に通学する生徒を対象にした、かえで支援学校の分教室ですが、将来的には、わかば支援学校とか、ふじざくら支援学校等の学校にも軽度の子どもはふえておりますので、そういう全県下の子どもを対象にした、職業教育ができるような専門教育学科を今、検討しております。それに向けて、その検討が煮詰まった段階で新たな、単独校とか、そういう1つの学校としての組織を考えています。

永井委員

いずれ分校ということで、いろんな形態もあると思うんですけども、先ほど申したとおり、園芸高校の跡地を使って、閉鎖をされている部分はあると思うんですが、かなり広い部分で生徒さんたちを見ていかなきゃいけない。今までの教職員が分教室ということで行かれる中で、多分、全体に生徒数がふえる。今度は適正人員が多分、何人かあると思うんですけども、この教室のクラスがあるから、この先生だけという配置ではなくて、分教室が広い部分を考えて、1人、2人、いろんな制限があると思うんですけども、適正な人員配置をしていただいて、ぜひ分教室が有効に回り、いずれ、また分校のほうに発展をしていながら、やっていっていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。以上です。

(やまびこ支援学校の整備について)

棚本委員

関連といいますか、支援学校の整備の話が永井委員からも出ましたので、ぜひ1点だけ。話題はこちらばかり出ますが、やまびこ支援学校も古さでいくと、ご多分に漏れず、老朽化といたら負けないぐらい相当な老朽化をしております。この件について、本当に永井委員の対立意見じゃありませんが。

公の場で、やはり、さわっておかなきゃいけないと思ったのが、何年前ですかね。当時、珍しく、県議会議員の富士・東部全議員の署名をもって。ご承知のとおり、やまびこ支援学校ができた当時は、重複障害は想定されなかったわけでありまして。

ですから、施設関係はごらんになれば、もうご承知のとおりだと思います。山につくってありましたから、校舎と体育館に行くまでには相当の高低差があります。そこを、先日見た、ほかの学校と吹きさらしといえれば同じです。吹きさらしの中をずうっと通って、雨でも雪でも、通って行って初めて体育館です。ところが、もう一つ、やはり大変なことが、重複障害が想定されなかったために、そういう段差を、段々畑のように下っていくわけです。

今、当時の想定とは違いまして、知的、肢体、本当に、かなりの度合いで重複障害の子どもが在籍されております。

こういうわけでありまして、ぜひ県内支援学校の整備を検討するときに、前から薄々は聞いておりますが、ぜひとも富士・東部のやまびこも想定の中に入れていただいて。やまびこの話題が出ることが少ないものですから、その点、改め

て、この委員会という席上、やまびこの整備についても検討状況、お伺いをいたします。

池田新しい学校づくり推進室長 委員のおっしゃるとおり、知肢併置校ですので、先生方も、あの坂道では、かなり苦勞して授業等を行っていることは認識しております。

その中で、先ほどから出ている特別支援の推進プランの中でいくと、いつという具体的な年度はないんですが、やまびこ支援学校も含めて、将来的な整備の方向性について検討を進める内容のプランとなっております。いつということはなかなか言えないんですが、今後取り組んでいく。わかば支援学校との関係もあると思いますが、やまびこ支援学校についても、教育上の観点で検討していきたいと考えます。

棚本委員

永井委員の後ですから、しつこい話はしませんが、そろそろいかがでしょうか。私も、ずっと具体的には触れないで、耐えて耐えて、しかも富士・東部の全議員という異例な署名をもって申し入れてあって、そろそろ、いつとは言えないかというけど。私自身が我慢して済むことでしたら我慢もします。しかし、私がかわりに、そこに学ぶ子どもの、あるいは親御さんの思いのかわりをできるわけではありません。

さりとて県議会議員の役目というのは、やはり民意を背負ってここに来ておりますから、そろそろ、あれから、いつかは決めてくださいということで、私ども、あまり越権行為はいけないので、議員という自覚のもと、かなり耐えて耐えて、歯を食いしばって根気よくやってきましたから、どうでしょう。じゃ、きょう、この場でということは申し上げませんが、そろそろ来年度あたりは計画の中に年度を明示して。

そうしたら、やはり親御さんも、これから学ぶ方も、あの段々の坂道を、かなり大変な思いをしても、光を当てて、県行政でも、しっかりと僕たちや私たちのことを思っていてくれるんだという思いが伝われば、我慢と言ったら語弊があるかもしれませんが、人間というのは前に目標というか、数値が示されれば、何とかそこまでは、じゃあ、お互いにみんな頑張っていこうという思いがあるんですが、私どもも県議会議員として行っても、いつかはやるそうです、いつかはやるそうです。これが5年も10年も続いてくると、私どもの諸苦勞、一体何なんだろうと思いつつながら甲府へ通わなければならない、だんだん切実な問題になってまいりますので、どうか再度、いま一度、要望というより、決意といいますか、私の意見を受けて思いを語っていただけませんか。お願いいたします。

池田新しい学校づくり推進室長 委員のお気持ちは非常にわかります。私も、やまびこ支援学校について、委員と同じ思いをしております。本当に申しわけないですけど、前進するように検討したいと考えておりますので、この辺でよろしくお願いいたします。

(学校給食の食べ残しについて)

山田委員

済みません、よろしく申し上げます。最初に学校給食についてお伺いをさせていただきます。食育ということが叫ばれておりますが、学校給食に関して、非常に最近、残菜というより食べない。業者から何枚かの写真を見せていただいて、特に中学生ですが、食べ残しというレベルではない実態を何枚かを見せていただいて、ちょっとショッキングでありましたので、これは地教委の関係かとは思いますが、現状、県のレベルでどの程度、食事に対する、いわゆる残飯、残菜があるというのを把握しているか、まずお伺いをさせていただきます。

一瀬スポーツ健康課長 学校給食の食べ残しにつきましては、毎年、文部科学省の調査がございまして、学校給食栄養報告書というものを年2回、6月と11月に、それぞれ5日分だけでございますけれども、残食率がどのぐらいあるのかということで報告をしています。

この報告につきましては、小学校は小学校、中学校は中学校でございますけれども、全校ということではなくて、小学校、全部で80校ございますので、全体の42%。それから中学校につきましては、36校ということで41%からの報告書が出されております。この中で残食率の把握をしてございますけれども、一応、平均で答えさせていただきましても、おおむねゼロから始まりまして11%程度という数字が、この報告書の中では出ています。

山田委員 そういう数値を見せられると、ちょっとあれなんです、ちょっと懐疑的かなと思います。ぜひ、全県下の詳細な数値をとれとまで言いませんが、地教委全体に対して、残食率について、やっぱり把握を今後していただきたいと思いますので、まずそのお考えがあるか、ないか、お伺いします。

一瀬スポーツ健康課長 調査につきましては、ただいま文科省の調査も、そういう調査をやっているということでございまして、なかなか悉皆調査、全部やるということは、学校現場の負担等も考えますと、非常に厳しい状況にあるのかなとは考えております。

この調査に加えまして、今、山田委員おっしゃられたような、非常に食べ残し、というか、食べていないというお話でございますので、こういった極端な例がどのぐらいあるのか。これにつきましては、個々に学校のほうに、栄養教諭のほうから、また照会させていただく中で、個々に教えて調べていきたいなと考えているところでございます。

山田委員 ちょっと不十分な、私は答弁かなと思うんです。というのは、本来、学校の栄養職員を配置しろと片方で行っているわけですから、栄養職員であれば、いわゆる学校の栄養士だったら、どれだけ残ったか、日々、必ず、そんなもの把握しているはずなんです。ただ、県教委からそれを報告しろという一通の文に、ご回答いただくぐらいで済む話ではないかと思うので、そのやる気があるか、ないかの違いであって、今から、そういうことに取り組んでいくというぐらいの気概を見せてもらわないと、学校現場が負担になるからと、そんな答弁、ちょっと私は納得できません。

一瀬スポーツ健康課長 残食率の調べ方でございますけれども、余った量を、提供された量と比べまして、どのぐらいの量が余ったかということで調査をいたします。したがって、見た目でもどのぐらい余ったかと、なかなか数値的に把握できないというところがありますので、そういったことを毎日、給食の回数ごとにやっているところですので、そういう点で、ちょっと負担がふえると考えたところでございます。

ただ、そうならない程度の中で、もし、できるような方式が与えられれば、また、それはそれとしてやっていくことは可能かなと考えます。

山田委員 例えば老人福祉の分野であれば、どのぐらい、一人一人についてですよ。一人一人について食べたか、食べないかとか、そんなのは、その現場で必ずしている話であって、学校一人一人をやれとは言いませんが、栄養士だったら、そのぐらい把握して、それを次の献立に生かしていくんでしょ。その延長線。新たなも

のを付加するんじゃないくて、今ある、現状でやっている学校の給食の量とか、食べる分、そういうものを単に現状の中で、どういう状況かと把握をしてもらえれば済む話で、新たに私は負担を皆さんにかけているつもりじゃなくて、現状の数値を上げてもらうという努力はできないんですか。

一瀬スポーツ健康課長　　今、委員おっしゃいました数値というものの拾い方、把握の仕方というのは、先ほども申しました、重さをはかって、その割合で、どのぐらい残ったかということを見て見るので、なかなか現場、例えば栄養教諭なども、一人一人の給食を見ながら、それがどのぐらい余ったのかと判断する指標として、重さ以外で把握しづらいことがございまして、今述べさせていただいた次第でございます。

山田委員　　それでは、学校現場にいる栄養職員で、いわゆる栄養士の役割は何なんですか。お答えください。

一瀬スポーツ健康課長　　生徒・児童の食事を通しまして健康増進、それから体力向上等に資するためにいるわけでございますけれども、もちろん、例えば学校給食の栄養価であったり、あるいは食事をきちんと三度三度食べなさい、あるいは好き嫌いのないように食べなさい、そういったことを指導する立場になっております。

山田委員　　その栄養価を調べて、栄養価を出していて、それが食べていないという実態がもしあったとすれば、それは評価できないんだから、課長が知らないだけで栄養士は現場でやっていますよ。だから、そのやっている範囲の各学校の数値を今後取り寄せますぐらいの前向きな発言はできないんですか。

一瀬スポーツ健康課長　　済みません、私どもで、もしかしたら把握できていない部分があるかと思っておりますので、ちょっと現状を私のほうで調査いたしまして、その調査の結果を踏まえまして検討させていただきたいと思っております。

(学校給食の滞納について)

山田委員　　質問を変えます。給食費の滞納の実態については、どのように把握されているか、お聞かせください。

一瀬スポーツ健康課長　　平成17年度の調査結果で大変申しわけないんですけれども、未納者がいる学校でございますけれども、山梨県につきましては32%程度います。

(特別支援学校の教育現場への有償ボランティアについて)

山田委員　　この問題、この後も引き続き私のほうでも質問させていただきますので、とりあえず、示していただいて。次に、特別支援教育の件を1点だけ。私もハードの面も非常に大事ではあると思うんですが、実際、私が要望いただいた中で考えるに、現場の先生は本当に大変な苦勞をしておりますし、程度も非常に個々まちまちの中で、例えば4人に1人充てても、その先生がトイレにも行けないような現実があると思います。前に教育長も含めて、ちょっとお願いをしたというか、できるかどうかお願いしたように、マンパワーに今後頼るしかないの、放課後児童クラブのような社会教育分野では、いわゆるボランティアが入ることも可能ですが、学校教育の中に、有償ボランティアも含めて、私が想定するのは、例えば退職教諭のような先生方を、正規で雇うにはちょっと厳しいので、そういう有償ボランティアのような位置づけで学校教育の現場に入れることが現行教育の法律上、可能かどうかについて、まず1点お伺いいたします。

池田新しい学校づくり推進室長 現在、特別支援推進総合事業というのがございまして、これは国の委託を受けて試験的にやっている事業の中で、学生支援員というものをやっています。交通費程度しか払っていないんですが、特別な支援が必要な子どもがいる学校、普通の学校ですね。一般の学校へ学生の派遣をするための制度を今年度は行っています。

山田委員 この後も委員の皆さんの質問が控えているようですから、この件については私も継続で、また委員会のほうでお聞きをしていきますので、質問を終わります。ありがとうございました。

(学力把握調査について)

飯島委員 何点かお伺いしたいと思います。本県は全国に比べて小・中学生の学力がそんなに上位じゃないということもあって、県独自で学力把握調査事業、いわゆる、つまずき診断検査を導入して実施したかと思います。この実施について、前回のこの委員会で、皆川先生だと思いますが、県はぶち上げたけれども市町村はあまり把握していなくて、協力体制も危ぶまれるような新聞記事もあったんですが、いつ実施して、その参加率というか、市町村の学校はどのような協力、実施率だったのか、その状況を、まずはお伺いします。

堀之内義務教育課長 ご心配いただいている学力の問題ですけれども、その学力把握調査、つまずき診断検査と呼んではいるんですけれども、実施につきましては、小学校につきましては10月4日、5日、中学校につきましては3日、4日の2日のうちどちらかで、抽出した1割の学校が一斉に実施しました。そのほかの学校については、抽出校の実施が終わった後でということですよ。

参加状況ですけれども、前回も皆川委員から質問していただきましたけど、6月補正を受けて、この取り組みが始まったということで、非常に短い期間でしたけれども、多くの学校が参加をしてくださりました。小学校では162校、率にしますと85.7%、中学校では70校、率で80.5%が、テスト形式での検査を実施してくれました。学校の行事予定とか年間の計画等の中で入れられない学校につきましても、授業の中で活用したり、宿題等で使うということを含めると、100%の学校が問題を活用してくださったという状況でありました。

飯島委員 今回の報告によりますと、懸念したほどではないと。小学校で85%以上、あるいは中学校でも80%ということですから、評価はできるかなと思いますが、初めてのことなので、これから2回、3回とやる中で傾向ができて、いろんな改善などをすると思うんですが、学校現場からの率直なご意見は、どんなふうに出ているんでしょうか。

堀之内義務教育課長 学校現場につきましては、10月末までを調査期間として意見を聞きました。その中には、私たちの予想以上に、問題等も教員がみずからつくったということもありまして、ある程度好評であったと思います。子どもたちのつまずきを見るということが大前提ですので、そういった問題。まとめ方につきましても、うちのスタッフでつくったりとか、いろいろなことで現場に使いやすい方法を考えてきましたので、影響から見ますとスムーズに動いたと。まだまだ改善の余地は、ありますけれども、今のところは、私たちは好評であったと見ております。

飯島委員 あと、この内容については、また、いつか、機会が来たら公表されるのかなと

思いますけれども、1点ちょっと、本来の内容とは違うんですが、つまり診断検査という、これは俗称なんですかね、ちょっと気になりまして。受ける児童たちも、こういうふうに言っているんですか。

堀之内義務教育課長 学校現場のほうで、どう呼んでいるかについてはわかりませんが、名前としては学力把握調査ということで行っております。実質的には、3年、5年、中2とテストをやっていますので、まさに子どもたちが、どういった部分で、どういう中身がつかずいているかを見たいということですので、こういう名前ですが、委員おっしゃるとおりに、少し後ろ向きじゃないのというようなご意見も現場等から出ているのも確かです。

飯島委員 もう古い話になりますけれども、国が後期高齢者、今でもありますけど、その名前がすごいネガティブだという話があったかと思いますが、まさしくこれも、自分が小学生あるいは中学生だったら、今度つまり診断検査を受けるんだよなんていうのは、何か学力が上がるような気がしないので、ぜひ、もっとうまい、ポジティブになるような名称を考えていただきたいということで、この質問は終わりたいと思います。

(少人数学級の拡大について)

あと本県は、国の学級編制の弾力化を踏まえて、少人数学級の編制を独自でやってきました。かがやきプラン30、あるいははぐくみプラン。ずっと申し上げてきたんですが、24年度からは小学校4年生も35人学級編制を拡充すると。とてもいいことだと思いますが、こうなると、先ほどの棚本先生じゃないですけど、中学校はどうなるかなという気持ちがあって、お答えがなかなかできないのかもしれませんが、できる範囲で、中学2年生についてもという期待があるので、お答えを願いたいと思います。

広瀬総務課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。今、委員からもご指摘ございました中学校2年生。小学校4年生を来年やらせていただきたいということで、今いろいろと具体的な検討をさせていただいているところでございますけれども、ここまですると、小学校も残りもございまして、中学生も、1年生はやらせていただいておりますけれども、2年生、3年生があるということで、今後どうなるんだということにつきましては、いろいろご心配いただいているところだと承知をしております。

これまで、平成16年度から小学校1、2と、それから20年度に中学校1年生で、今年度小学校3年生に入れさせていただき、来年度4年生とやってまいりました。国の少人数学級編制を進めていくという1つの方向性を受けまして、先行してやらせていただいていると私ども理解をしてやっていたところでございます。

来年度につきましては、国のほうも小学校2年生に導入をするということで、まだ予算、最終的に決まっておりますけれども、文科省のほうで要求して、検討いただいているところでございます。

やはり、国が順次拡大するという方向の中でやっていただくということで、それを前提に考えますと、これまでも先行して少しでも早くということでやらせていただいておりますので、その大きな流れの中では、申しわけございません、いつということは、まだ、これから、また検討させていただかなきゃいけないんですけれども、少なくとも小学校の残りの学年や中学校についても、国の動きを見ながら、国に先行する形でやらせていただければと考えているところでございます。以上です。

飯島委員

国の動向を見据えてというのが、もちろん基本なのかもしれませんが、本県は、それを踏まえる前に独自でやられていること。所管は違いますが、子宮頸がんの予防ワクチンなども全国に先駆けてやっていますし、それは本当に評価できますし、強いては暮らしやすさ日本一につながる事業だと思っておりますので、ぜひ中学2年生についても積極的に取り組んでいただきたい、それを言い続けたいと思います。

(小学校の図書館運営について)

来年11月に県立図書館ができます。そのこともお伺いしたいんですが、学校の中で図書室があると思いますが、ある支援者から、自分の子どもが小学校に行っているんですが、図書館へ行っても、自分たちが子どものときのように図書室の先生が常駐していないという意見がありました。全部のサンプルを私は聞いていないんですが、ここで伺いたいのは、小学校の図書館の管理については、どんなルールがあって、先生がいるのか、いないのか、お伺いします。

堀之内義務教育課長

学校の図書館の運営等につきましては、国のほうでは司書教諭を図書館法の規定の中で置いております。あと、実質、図書館に常時いてという形では、県のほうで配置をするものではありませんが、各市町村の方で図書館事務職員のな名前と呼んでいます、配置しています。最近、かなり公費での雇用が進んでおまして、国の22年度の調査ですが、小学校のほうでは、山梨県の場合、185校、94.4%の学校に、こういう方がいらっしゃるということで、国のほうが44.8%ですから、山梨県はかなり、全国から見ると、配置は高い状況にあります。

ただ、委員おっしゃったように、1日ずっといるのかといいますと、やはり予算との関係で、市町村によっては小学校が1日5時間であるとか、フルでいる場合とか、さまざまですが、いずれにしても、公費で置くようにはなっている状況があります。

飯島委員

市町村によって多少ばらつきがあると。先ほどの質問でいうと、たまたま勤務時間になくてということだと思いますが、私は、やはり教育の機会均等ということもありますし、学力の基本中の基本は、まず読書だと思うんですね。本に親しんで、学力に興味を持って勉強するというのが入り口ですから、そういう意味では、ぜひ市町村に指導、あるいは県からもいろんな現状を聞きながら、そういった均等な配置にしていきたいなと思います。

(学校給食の調理について)

次に、先ほども山田委員からお話がありました食育。食べ物というか、食事大変大事ですから、学校給食についてお伺いしたいと思います。いろんな方式があって、自校方式とか、センターでつくって運ぶとかあるんですが、先ほども残飯あるいは残菜が多いというのは、やはり、きょうみたいに寒い日に、給食を楽しむにしたいけれども、センターから運んできて冷めておいしくないという、そういう理由もあるかと思えます。今の学校給食の調理の現状ですね。センター方式とか、自校方式とか、民間全面委託とか、そのデータ、数値をお知らせ願いたいと思います。

一瀬スポーツ健康課長

小学校におけます単独調理方式、いわゆる、今、委員おっしゃられました自校方式でございますけれども、195校中87校、残り103校が共同調理場方式を実施しております。中学校につきましては87校中、単独調理方式が16校、共同調理方式が60校、残り11校が民間委託ということで給食をつくっ

ています。

飯島委員 行政の予算、あるいは効率化みたいなことがありますから、その中での方針と
いうのがあるんですが、今後の傾向としては、どんなふうに考えたらいいんでし
ょうか。

一瀬スポーツ健康課長 調理場につきましては、基本的には学校設置者であります市町村が、ど
のような形で整備していくのかというのを判断することになるわけですが、ご
いすけれども、現在、全体の傾向といたしましては、既存の調理場の施設の老朽化
に伴いまして、共同調理場方式という形で取り組んでいくところが多くなってき
ていと伺います。

(栄養教諭について)

飯島委員 そうしますと、食べるほうからいうと、何となく機械的で、自分の食べている
食事はだれがつくっているのかなという、姿が見えるところからどんどん遠くな
ってしまうんですけども、そういう意味では、先ほども出ましたが、栄養教諭
さんの役割というのは、また、とても大事になってくるのかなと思うんですよね。
その栄養教諭さんの配置については、これも市町村にゆだねられていて、統一
的なものがないと聞いているんですが、それで間違いはないですか。

一瀬スポーツ健康課長 栄養教諭、それから栄養職員がおります。また、現場で調理する調理員
がいますけれども、調理員につきましては私ども、ちょっと把握はしていないん
ですが、栄養教諭と栄養職員につきましては県費負担の職員になりますので、私
どもも承知しております。現在、栄養教諭につきましては21名でございます。
それから、要するに、ほかにもいるわけですが、給食を実施して
いる学校が小・中合わせまして277校ございます。これに対しまして、県費負
担の栄養教諭、栄養職員の数が92名。それから市町村負担の数が29名とい
うことで、合わせて277校に対しまして121名の栄養教諭と栄養職員がおり
ます。

飯島委員 その栄養教諭さんの待遇が、なかなか厳しいものがあると。名前は栄養教諭だ
けれども、ほとんど臨時であったり、ほかの他府県に比べて給与が安くて、か
け持ちもあるというところで、本来の1校での仕事がなかなか、手薄と言っ
てはおかしいですけども、充実できないようなことも聞いています。その
辺の栄養教諭さんの身分的なものが、今、臨時ですとか、臨時でない正社員
とか、その辺の割合というのは、どうなっているんでしょうか。

一瀬スポーツ健康課長 栄養教諭と栄養職員につきましては、正規の学校職員でござ
います。かつ、栄養教諭につきましては、教職員の免許を持った先生方でござ
いますので、学校、給食の現場ではなくて、給食を題材にした授業の対応が
できるという教員でございますので、栄養教諭と栄養職員につきましては、
身分的には我々と一緒の身分で、あやふやな状況にあるということでは
ございません。

ただ、調理員につきましては、私どもで把握しておりませんので、場合によ
っては、今、委員おっしゃられたようなことで兼務で負担があったり、あ
るいは臨時的に雇用されている方も中にはいらっしゃるのかなと考えます。

(新県立図書館の指定管理者について)

飯島委員 この問題も引き続き、いろんな場面でウオッチしながら質問して
いって、次に

移りたいと思います。

県立図書館の話、ちょっとさせていただきます。いよいよ来年11月開館ということで、工事も順調と伺っているんですが、いろんな、駐車場ですとかそういった部分は指定管理者制度を導入することなんです、簡単で結構ですから、指定管理者の募集の概要をご説明いただきたいと思います。

渡辺新図書館建設室長 ただいま私ども新図書館の指定管理者の募集を、公募で行っております。その募集要項の概要でございますけれども、まず指定期間は、来年11月開館でございますので、来年、24年11月から4年5カ月間。それから、指定管理者の業務といたしましては、施設の維持管理、総合案内、それから自主企画事業などをお願いいたします。そして、県からの委託料でございますけれども、定額で年間約8,000万円ということで上限額を設定いたしまして、その範囲内で提案をいただくこととしております。また、その委託料が余った場合、あるいは足りなかった場合も精算をしないという利用料金制を採用いたしまして、指定管理者にインセンティブを与えているところでございます。

今後のスケジュールでございますが、11月30日に公募を開始いたしました。来年の1月27日から1週間、書類の受付を行います。2月、3月に選定委員会を開催いたしまして、そこで指定管理者の候補者を決定いたします。6月議会におきまして、指定管理者の指定の議決を提案してまいりたいと考えております。以上です。

飯島委員 いろんなところで県は指定管理者制度を導入していきまして、その方針ですと、5年が標準で、最長10年という基本方針があるかと思いますが、今ご説明いただいたところでは、24年11月から4年5カ月ということなんです、この理由は何があるんでしょうか。

渡辺新図書館建設室長 確かに4年5カ月は短い期間でございます。その理由でございますが、まず新図書館、新設の施設ということになります。それから、全国的に見ましても、県立図書館レベルで指定管理者を導入しているところは、まだ例はわずかでございます。

したがって、指定管理者が県立図書館の業務を行っていく際に、あまり前例となるものがない。ですから、詳細な業務を行っていく際に、一つ一つ模索しながら業務を進めていかなければならないことになろうかと思っております。

そういった意味で、早い段階で業務全体を見直して再評価する、そういった機会が必要であるということで、4年5カ月という期間を設定いたしました。

飯島委員 初めての業務ということで、見直しのことも含めて、短いという理由はわかりました。

それから、新しい館内には交流スペースもあって、いろんな使い道を考えている。それも指定管理者が自由な発想で、それを使ってやるということなんですけれども、教育委員会が指定管理者に関与し過ぎて、そういう、せっかくいいスペースがあるのに十分な力が発揮できないということをちょっと懸念するんですけど、そのことに関しては何か思うものがありますでしょうか。

渡辺新図書館建設室長 指定管理者導入の目的は、まさに指定管理者の自由な発想とノウハウを活用していただくということでございます。指定管理者の業務は大きく2つに分かれまして、1つは施設の維持管理ということで定型的なものでございまして、指定管理者が持っている技術などを活用していただくということで、私ども

教育委員会が関与する場面というのはあまりないのかなと考えております。

気をつけなければならないのは、指定管理者にお願いする自主企画事業でございます。こちら、指定管理者の柔軟な発想を期待するものでございます。したがって、私ども教育委員会としましても、図書館内で実施するのに著しくふさわしくないとか、あるいは公序良俗に反するとか、そういったものはご遠慮いただくんですけども、それ以外のものは幅広く考えていくうえでお願いをしたいと考えております。

飯島委員

ありがとうございました。いろんな意味で、図書館の運営の方法というのも時代とともに変わりますので、そういった意味では、この指定管理者、あるいはそれに違った方法で活用、新しい公共ではないですが、これからも考えていただければと思います。

応募の見込みはいかがでしょうか。

渡辺新図書館建設室長

11月30日に公募を開始いたしました。そして、来週13日火曜日に業務説明会を予定しております。こちらで募集要項の詳細について、企業、団体の皆さんに説明する機会を持つ予定でございます。こちらには、もう10社以上、かなり多くの企業、団体の方に、ご参加いただけることとなっております。この企業、団体、すべて応募してくるわけではございませんけれども、相当数見込まれると思っております。

飯島委員

最後に、こここのところ、指定管理者制度が、応募しても厳しいというか、収支の関係で、官製ワーキングプアじゃないかという指摘もあるんですけど、これに関しては、どう思われますか。

渡辺新図書館建設室長

どうしても指定期間、区切られておりますので、なかなか指定管理者にとっては正規職員で雇用しにくいということで、官製ワーキングプアと指摘される声があるということは十分承知しております。

私ども、指定管理者の業務をしっかりとやっていただくということを前提に、応募に当たりましても、職員の組織、それから雇用形態など、しっかり書類の中で内容を求めまして、その点も念頭に置いて審査をまいります。

飯島委員

11月に新しい図書館ができて、県民だれもが期待していますので、24時間愛される図書館になることを望んで質問を終わります。

(中高一貫教育について)

丹澤委員

中高一貫教育について、お伺いいたします。教育制度というのは大変難しいものでありまして、教育は本当に影響が見えにくいけれども深くて広くて長いと、こう言われていますから、軽々に教育制度を論ずることは大変問題があると思えますけれども、今、高等学校審議会が4回開かれたわけですけども、この審議の状況は、どの辺まで進んでいるのでしょうか。

池田新しい学校づくり推進室長

8月に設置しました高等学校審議会、4回開催させていただいております。最初の1、2回につきましては、制度の中身について、委員に深く理解いただくために、そして、それから質問等をいただきました。3回目につきましては、それぞれの委員のお考えを、それぞれの立場からいただきました。先月行いました4回目につきましては、それまでの委員の発言を整理いたしました資料をつくりまして、その整理した内容についてご審議いただく。特に設置形

態について踏み込んだ発言をいただいたところでございます。

丹澤委員

この間の私どもの会派の山下議員がお尋ねをしたところ、教育委員長さんのほうから、審議会の議論の中身は、まず必要性、そして設置の形態、規模、そのほか幅広い観点から議論をいただく、審議をいただくということになっていきますけれども、そうすると、この4回目に来て、各委員さん方の意見を集約したものを、こういう意見が出て、具体的にこの意見を集約すると、こういう形態の学校になりますというのをお示しをしたようですけれども、まず一番大事なのは、県教委が県立の中高一貫校を設置する必要性、こういうものについては、どう結論づけられたんですか。ここができないと、その先へ進んでいけないと思うんですけれども。

池田新しい学校づくり推進室長 今、委員がおっしゃられましたけど、4回開きましたが、方向性というものは、まだ検討段階で、結論的なものは出ておりません。

それから、必要性につきましては、中高一貫教育校のよさというのは、だれもが認めるところがあるということで、本県に、県立の中高一貫教育校を設置することによって、子どもたちや保護者の選択幅を広げる、そのメリットを活用した教育を行うことができるのか、そういうことが必要性と考えています。

丹澤委員

必要性は選択幅を広げるということですが、平成9年に中教審から答申をされたとき、このときには、たしか、ゆとり教育という点で中高一貫教育を進めた。当然、入学試験がない。高校の入学試験に使うエネルギーを、もっと別の方向にやったらどうかという、つまり、ゆとり教育を観点とした、これは答申だったはずですよ。

それが、この10年間に、学習指導要領が変わり、学校教育法が変わり、あるいはPISAショックという、世界的に見たら日本の学力が恐ろしく低下しているという観点から見ると、これは明らかに、確かな学力という方向に文科省が方向転換をしたと思われましてけれども、教育長さん、いかがですか。

瀧田教育長

委員ご指摘の中高一貫教育のねらいの1つとして、確かに高校入試を簡便化、あるいは行わないことによるゆとりという効果がある、そう私どもは、とらえております。ゆとりだけのために中高一貫教育とはとらえてなく、さまざまな人材育成という、有為な人材を育てたい。それが教育の複線化によって可能ではないかととらえておりましたので、そんな立場で私どもも審議会からのご意見を承っているし、これまでも文科省のお話を承っているところでございます。以上です。

丹澤委員

まず何が議論するときが一番大事かということ、山梨県に中高一貫教育が県立高校として必要かどうか。ここが、まず一番押さえることじゃないですか。幅広い選択というのは、何の幅広い選択ということなんですかね。私学が山梨県には、もう既に4校、英和含めると5校あるわけですから。

中高一貫教育という観点では、もう既に、幅広い選択肢がある。じゃあ、設置者に問題があって、設置者の幅広い選択ができないということなんですか。そこは、どこが幅広いと言っているわけですか。

池田新しい学校づくり推進室長 本県には既に4校の中高一貫教育校があります。私学が3校、公立で甲陵高校が1校ありますが、今、委員ご指摘のとおり、選択の幅を広げるというのは、私学にはあるけれども、県立として必要かどうかということでございます。

丹澤委員 そうすると、設置者が県立であることが大事であるということになるわけでしょうか。

池田新しい学校づくり推進室長 中教審の答申の中にも、その当時、中教審が答申を出すためには当然、中高一貫教育校という法令上の規定はありませんでしたが、既に私学とか国立においては、現在の中高一貫教育校に近いような授業をできる体制をしておりました。そして、答申においても、この中高一貫教育校のメリットを生かしたものを、公立高校にも、そういう制度が導入できるような仕組みをつくったらどうかというような提言、提案をしましてできたものでして、既に本県には、公立という面では北杜市に1校ございますが、私学を選択できない家庭等を考えれば、県立であってもいいのではないかとということです。

丹澤委員 要するに、経済的な問題だけで県立のほうが大事だと。つまり、県立だったら中学校は、義務教育で無料ですよ。私立行ったら、中学校へ行っても、県も負担していますけれども、同等のお金を払わなきゃならん。

 そうすると、設置者に問題があるからつくらなきゃならんということなのか、いや、中高一貫教育というのは山梨県にとってこういうことが大事だ、だから県立で欲しいんだと。そこのところがしっかりしないと、まず最初の第一段階が前に進まんじゃないかと思うんですけども、そこを、もうちょっとよく理解できないんですけども、どうなんでしょうか。室長さんにお答えをいただいているんですが、教育委員長さんなのか、教育長なのか。そこが、まず一番大事なことだと僕は思うんですけども。

瀧田教育長 委員さんおっしゃること、よくわかります。私学にたくさんあるから、もう要らないのではないかとするのも1つの理論だと思いますが、実は私どものとらえ方は、私学のすべての中高一貫教育校が同一の理念で教育を行っているとは考えておりませんし、それぞれすばらしい理念をお持ちになって教育を推進していらっしゃるなど感動しています。

 具体的な中身について、私は熟知してはおりませんが、例えば大学進学に圧倒的に有利だということをうたっていらっしゃる学校もございまして、心の教育、宗教教育を通して心を育てたいということを理念に持っていらっしゃる学校もございまして。県内には、あと海外教育とか、そういう教育の流れをくむような、小学校からそういう人材をつかっていきたいとか、さまざまな理念をお持ちですので、では県立は、もちろん私の場合には条件もありますので、そういう私学の数という論理ではなくて、県立も果たして必要だろうかということをお有識者からご意見を賜りたい。私どもありきではなく、さまざまなご意見を賜る中で、県立なら県立ならでは、もし特色が出せるのであれば、県民の8割が設置を望んでいる県立の中高一貫教育についても十分検討する必要があるなということ、今回検討をしていただいております。

 ただ、必要があっても、財政とかいろんな状況ございますので、委員がご指摘の他の影響とかございますから、必要度が高いからといって必ず設置できるとも考えておりませんので、そういう意味では、幅広いご意見を現在賜っているところでございます。以上でございます。

丹澤委員 教育長さん、今、僕の理解したのは、県立の必要性ということでは県教委は全く白紙ですと、そういう考え方なんですか。全く白紙で、審議会の議論に任せます。だけど、この間、僕にご答弁いただいたのは、教育長さん、こういうことを

言っていますよね。審議会がどういう結論を出すのか非常に心配だと。しかし、責任は県教委が持ってやると、こう言っていますよね。

今までの資料を見ていると、県教委は庁内検討委員会で、10年もかけてつくるという結論を出したんでしょう。それは積極的でない知事さんも、その間にいたかもしれませんけれども、10年もかけて議論した結果、県教委として必要だという結論を出して、そして教育委員長さんに聞いたら、必要だ、それは79%のモニターの人が必要だと言っていたと。これはまた僕は後で話をさせていただきますけれども、県教委が全く白紙なのか、いやあ、県教委が何の考えもなく、ただ、みんなの話を聞いて、どっちが多いか、あなた任せですと。

瀧田教育長

済みません、よろしいでしょうか。そのようにとらえられたのであれば、本意ではございません。県教委が従前、高等学校審議会に提案したのは、さまざまなデータを客観的に見ると、もし設置するのであれば、併設型が望ましいであろう。とりあえず1校つくるとはどうか。客観的なデータを積み上げて、そこで、たたき台なしに、さあ、白紙でどうしましょうかという提案を今まで審議会等にした例はございませんので、いわゆるたたき台としての案を第1案というか、バランスのとれた案を提示する中で、さまざまなご意見を賜っております。

私ども、一たん出した案ですので、現在さまざまなデータを客観的に見ると、もし設置するのであれば、この案が一番よろしいのではないかなというものを資料として提示したのであって、まるきり白紙で、どうぞお任せしますと言ったつもりはございませんし、だからといって、これに固執して、これを押し切ろうと思っているわけではありませんので、あくまでも必要性に関してもご意見を賜りたい。そのご意見を賜る中で、その意見が51対49であれば、それに押し切ろうと思っておりますので、県教委が責任を持って、さまざまなご意見の中で判断してまいりたいと思います。

先ほど委員からもありましたように、明全会の代表質問の中でも、連携型、併設型等要らないのではないかと、しかし、つくるのであれば、ぜひ中等教育学校をつくるべきだというご意見もございましたし、意見がさまざまであることを承知しておりますので、なおさら、さまざまなご意見を承らなければいけないのではないかと考えている次第でございます。以上です。

丹澤委員

県教委がまず提案をした併設型、なぜ併設型がいいと思ったわけですか。

池田新しい学校づくり推進室長

教育効果、3つある中で、この本県の人口規模等を考えると、なかなか中等教育学校という6年制の学校は難しい。それと、併設型と連携型を検討していく中で、教育効果という面では、中高一貫教育を行う上で併設型が望ましいのではないかと結論に達しました。

丹澤委員

中等教育学校は難しいというのは、それはなぜ難しいんですか。

池田新しい学校づくり推進室長

本県は、生徒数がある程度少ないこと。この中で、1つの6年制の学校をつくるに当たっては、ある程度の規模を維持しなければならないというところで、より多くの子どもが1つの学校に集まるとするのは好ましくない。

(休 憩)

(特別支援学校での避難所の開設について)

長田高校教育課長 先ほど安本委員からのご質問につきまして、私のほうでお答えが不十分だった

かもしれませんので、追加させていただきたいと思います。

先ほどのご質問で、福祉避難所に関して要望があったかどうかというご質問でありましたけれども、それに対しまして、私どもでお答えしましたのは、市町村からの要望は今のところは聞いておりませんということでしたが、障害者団体等からの要望はあるということはお聞きしておりますので、その要望に沿って、こちらでも検討は始めているところでございます。以上でございます。

安本委員

そういう要望があったということですので、ぜひ検討していただいて、また市町村のほうに、こういう要望があるということでお伝えを願いたいと思います。よろしくをお願いします。

(中高一貫教育について)

丹澤委員

中等教育学校につきましては、この間の第4回のところに、財政的に山梨県は大変だと。新しい校舎をつくって、それで中学校までつくらなきゃならないということですから、山梨県の財政からしてみたら、中等教育学校は難しいということで、3形態の中で残りの2形態をつくらなければならないとすれば、どうするかということだと思います。

先ほど私が併設型についてお伺いをいたしましたら、当初、併設型というのは、それは学力を主力にした、どちらかというところの確かな学力をつけるという教育方針ですよ。

今回、第4回で出たのは、連携型という話が出ました。そうすると、県教委は、当初は併設型の中高一貫教育校がいいと判断をしていたのを変えたんでしょうか。

池田新しい学校づくり推進室長

昨年の検討委員会で、最終的に設置するのであれば併設型だという結論になったのですが、その前提が、山梨県で中高一貫教育校を設置する場合、教育的な効果とか、最近の傾向で人材育成型の中高一貫教育校が全国的に増加しているというようなことを踏まえて、併設型がいいのではないかと結論に、検討委員会ではなったということです。

丹澤委員

前に教育委員長さんが、県政モニターの79%、それから生徒、保護者については、あれば検討したいと、同じく79%というご答弁をされていますけれども、この人たちが望んでいると思われる中高一貫教育のあり方というのは、どういうものだったんでしょうかね。あるいは、何をイメージして欲しいと言っているんでしょうか。

教育委員長さん、前回、そういうふうにお答えをしているようだけでも。

久保嶋教育委員長

県政モニターにおきましては、連携型とか、併設型とか、そういったところの細かいところまではアンケートではとっていませんでした。丹澤委員のご質問は、私の想像ということをご質問になったんでしょうか。アンケートでは漠然と中高一貫というものに対して、どのようなご希望があるかということをとったものであります。

丹澤委員

そうすると、このアンケート調査というのは、学校があればいいですかと聞いたら、それは県立の中等教育学校があればいいですよと、大体100人が100人答えますよね。そんなもの要らないなんていう人は、子ども持っている人は、いないでしょうし。どういうものが欲しいか。

私の地元でも今、病院がなくなってもいいですかというアンケートウオッチャ

一しています。100人がすべて、なくなつては困る。しかし、じゃあ残しておいたらこうなりますよという先のことは全く語らない。

このアンケートというのは、それだけの重みがあるものですか。79%もあるんだから、これは絶対的な県民の考え方ですよ。そんなに、ただ、学校があったらいいかどうかということを知っているだけのアンケートが、こんな金科玉条のごとく、ここで語られるほど大事な調査結果なんですか。

池田新しい学校づくり推進室長 県政問題を対象にしたアンケートですけれども、あったらいいかという質問ばかりではなく、そのほかに中高一貫教育校の利点について期待するものという項目もございます。それで、一番多かったのが、6年間の継続した指導の中で生徒の個性を伸ばし、すぐれた才能を発見できるという項目を、50%ぐらい選択した方がおります。

その次ですと、教育課程の特例を活用して、中学時から個性や能力に応じた指導ができるという選択が2番目。これが37%ぐらいの人が選択をしている。そういうアンケートもしております。

丹澤委員

この調査がいつの時点だか、ちょっとよくわかりませんが、最近の学校に中高一貫教育に期待するものというものを他県の例を見ますと、確かな学力をつけてもらいたいということが約8割。ここで言っている有為な人材の育成ということが何を意味しているのか。幅広いことを含んでいるんじゃないかと思うんですけれども。

でも、大多数の人が中高一貫教育に求めるものは、確かな学力をつけてもらいたい、ゆとりのある中でつけてもらいたいと考えているのではないかと思うんですけれども、それはどうなんでしょうか。

池田新しい学校づくり推進室長 最近、各県にできている私立も含めて、併設型と分類される学校につきましては、学力重視ということを目的に設置される学校がふえております。

ただ、人間性とか有為な人材というのが学力だけなのか。漠然とした言い方になりますが、考えたときに、この中高一貫教育校が、中学校段階のゆとりの中で、いろんな体験をさせて、いろんな将来への思いを子どもたちに考えさせて、それから将来に向かってどういう勉強をしたらいいかというような時間を中学校段階のゆとりの中で与えるという意味で、それがもともとの中高一貫教育のねらいでもありますし、県立でつくる場合にも、そういう広い人材育成ということも考えていく必要があると思います。

丹澤委員

3つの形態にはそれぞれねらいが、私はあると思うんですね。中等教育学校というものには、またいいところもあるし、閉鎖された社会の中でもって6年間過ごすという、またデメリットもあるでしょう。併設型学校については、中から入っていく内進生の問題、あるいは外から途中で入ってくる、高校から入ってくる外進生の問題、そういう問題もあるでしょうし。その中、そうはいっても、中等教育学校に望むものというのは、大多数の人が学力という問題を重要視しているような気がするわけです。

そこで、県教委は今回の第4回の検討審議会の中で、連携型というのを打ち出しましたね。連携型って、どう県教委ではとらえられているんでしょうか。

池田新しい学校づくり推進室長 審議会の中で教育委員会のほうから連携型に方向転換したということではございませんで、併設型、連携型というそれぞれの形態をご審議いた

だく中で、併設型がいいのではないかというご意見もあり、また連携型を使って地域の子どもたちを、中高連携の中で地域に密着して育てていく、そういう連携型も効果があるのではないかというご意見をいただいたということです。

丹澤委員

私たちの委員会では北海道へ県外調査で行かせていただいたわけですが。北海道は、ご存じのとおり、8校が連携型で1校が中等教育学校をつくりました。あの場では、そういう、実はという話はなかったんですが、私が後日電話をしたときには、実は中高一貫教育というのは大変なんですと。よその県にも何県か先行している県に電話をいたしました、中高一貫教育の連携を解消しているところも出始めているという話をしていました。

その連携型にはどんな問題があつて、ふえない、あるいは解消しているとお考えですか。

池田新しい学校づくり推進室長 連携型は県立の高等学校と、一般的には市町村立中学校が、今の形のままで連携をしながら中高の教育を6年間かけ、お互いに補完し合うような形でございますから、やっぱり設置者が違うということもありましょうし、地理的に同じところはないとか、そういうもので、なかなか教員同士の連携をつくる上で、物理的な障害といいますか、あと時間的な障害といいますか、そういうものが難しい点ではないかと。

丹澤委員

連携型がなかなか難しいと思うのは、学校の先生が交流をしなければならない。あるいは6年間、何か学ぶことを一貫しなければならない。

私が聞いた県の中では、環境教育を中学1年生から高校3年まで総合学習の時間にずっと一貫してやっていますというところもありました。中には地域の芸能問題や、伝統とかそういうものをずっとやっているというところもありました。

しかし、そういうものが、連携型の中でもって、本当に地域の人たちが望む教育かなということでお聞きしました。それで、なおかつ問題なのは、連携型の場合には、その地元の中学校の子どもと連携をするんですけども、基本的には県立の中高一貫教育校については、入学試験をやらないと。簡便な方法でしなさいということによって、ほぼ、その地域の全員の子どもが入学するというところで、そういう観点から考えてみますと、地域の中学校、田舎の中学校の減少するものを、入学試験をしないで、希望する者を全部受け入れるということになってしまふのではないかと。それが正しい姿なのか、あるいは県民が望んでいる中等教育学校、中高一貫教育学校の姿なのかと思うんですけども、それはどうなんでしょうか。

池田新しい学校づくり推進室長 確かに委員おっしゃるとおり、そういう連携型を設置している地域というのは、多くが過疎地域とか、本当に、その地域にある中学校と、その地域にある小規模の高校が連携を図るという形態が結構多い状況の中では、そういう簡便な方法で入れてしまうのはどうかという問題もあるかもしれませんが、簡便な入試をすることができるという規定、やってはいけないという規定ではないので、連携型を設置する設計の段階で修正といいますか、入試を求める形にできると思います。

丹澤委員

そうすると、連携型の場合には、一般の入学試験と同じように、高校に入るときにやられるわけですか。

池田新しい学校づくり推進室長　そのやり方については、簡便な入試ができるという規定なので、普通の学力テストを仮にやることも可能ではないかと考えております。ただ、ある程度の生徒数のある地域に連携型を仮につくった場合には、その連携校へ必ず行くということをごさいますので、ある程度選抜する方法を考えなきゃいけないと考えております。

丹澤委員

そうなってくると、連携校の意味というのは、いや、どこ行ってもいいよと。先に先行している県なんかで見ると、あまり連携校へ行くという人は少ない例も、たくさんありますよね。必ずしも連携しているから、その高校へ大勢の人が行くという状況でもなさそうだ。

こうやって併設型が難しい、じゃあ連携型へと、何のためにつくるかという理念がないと、ともかく、何しろ中高一貫学校ができればいいやと。どんな形でもいいから、格好だけつくればいいということになりかねないか。

私は、山梨県の県政全般に言えることだと思うんですけども、既によその県が結論を出していることを後追いしている。同じ失敗を繰り返す必要はない。このやかにさわったら熱いよと言ったら、自分がさわってみて、ああ、やっぱり熱かったというのでなくて、人の失敗を生かすようなことをしたほうがいいではないか。

山梨県の、例えば全県一学区もそうでしたけれども、よその県が、もうぼつぼつ、いろいろ弊害が出ているといっても、ずうっとかたくなに守り続けてきた。そして、総合学科の問題も、いろいろ問題が出てきているにもかかわらず、新構想というものを依然として掲げて、3代の知事にわたって、これを守り通している。

全県一学区にしたときに前期試験を導入した。これも既に他県では弊害が出たにもかかわらず、ともかく入れてみる。そういう姿勢でなくて、きっちりと教育制度というのは、まさに百年の大計に立って考える部分であって、すぐに影響が出るものじゃないから恐ろしいと思っているんです。

この制度がいいのか、よく私にも理解できませんけれども、ともかく、しっかりと議論をしないと、制度ができて10年たって、いやあ、あんたたちの教育制度失敗したというのは、将来を担う子どもにとって決して利益にならないということですから、十分に議論をしていただきたいと思うわけです。

だから、多分今までの県の方針でいきますと、最後は、審議会がこう答申しているんですから、教育長は審議会の意見を尊重しますと。今ここで我々には、審議会の意見はあくまでも議論している場であって参考ですと、こう言っていますけれども、結論が出れば、それに従うという考えでしょう。

いずれ、この結論が出るわけですから、どういう議論がされたのか、それをつまびらかにしていただいて、そして今お願いすることは、私はどうしても必要性。なぜ県立の中高一貫校が必要なのか。それが必要であるとするならば、併設型がいいのか。この間の教育委員長さんの答弁では、連携型についての答弁がありました。仮にという例えが出ていましたけれども、それにするのは、なぜなのかということを十分に県教委の中でも議論していただきたい。

今までの経過を聞いてみますと、山梨県は本当はもっと早く結論を出すべきだったものが出てこなかった。それがずっとくすぶっていたやつを、また、ぱっとだれかが起こした。そこをきっちりと結論つかないままに、ここに来てしまったから、こういうことになっている。だから、本当に、もう他県がやってしまっていて、そして最後になって困ったということではなくて、山梨県の子どものために、どういものが一番いいのか。地域の父兄に聞きますと、これ以上甲府へ高校をつくられたら地域の中学校は困るという声が圧倒的に多いわけです。

教育長さん、この問題について、僕は、この間もお話しをしましたがけれども、ぜひ、審議会ですらまず必要性の問題から徹底的に。形態がどうということよりも、まず必要性の問題。ここが十分に委員さん数人に聞いてみても、私たちも必要性はわからないと言っている人がいるんです。今月20日に開かれるそうですけれども、ここをまず、みんなが共通認識を持って、そして、まあ、これが落としどころかという、落としどころなんていうことでなくて、それをぜひ、しっかりと協議をしていただきたい。そして、みんなに、この必要性を理解していただいた上で次の段階へ進むということをお願いしたいと思っておりますけれども、ぜひ教育長さんのご意見をお伺いしたいと思います。

瀧田教育長

委員ご指摘のとおりで、全く同感でございます。議論を重ね、恐らく一枚岩で1つのことに全員がとはならないかもしれませんが、必ず意見を大事にして、委員ご指摘の他県先進の事例、本県独自の特性、さまざまな分野で検討を重ねてまいりたいと思っております。

ただ、それが拙速にならないように、あるいは遅々として進まないといった厳しいご指摘もございますので、皆様方にご理解いただけるような検討を重ねてまいりたいと思っております。以上です。

棚本委員

今、丹澤委員からいろいろ、るるお話もございましたので、重複した部分は避けて、1点だけ。私も報道ですから、よくいきさつがわからない部分だけお聞きしますが、その中高一貫の検討の中で県境、いわゆる、例えば静岡県境ですとか東京県境を想定しているのかもしれませんが、県境に所在する高校の云々という記事を拝見したんですが、これの経過というか、簡単に結構でございます。どうして浮上したのか。

池田新しい学校づくり推進室長

例えとして出ているものだと思うんですが、連携型というものは、過疎化が進んでいるところとか、地域に密着した生徒を育てるという効果を期待した学校が多いです。そういうことを考えると、県外流出とか、そういう歯どめをかけられる1つの手段ではないかとも考えております。

棚本委員

それで、先ほど予算ですから、あれ以上引っ張りませんでしたけど、所管であればよかったと反省もあります。ですから、私は先ほど予算の中で申し上げたのは、ただ単に総合制高校の用地事業を盛られたからどうかと、お聞きしたわけではないんです。今から、総合制が設置されて、今回の中高一貫の中で、例えば県境の学校存続のあり方が、浮上するほど議論されるのであれば、これだけ時間をかけて総合制設置に向かったときに、例えば学校施設の特色の出し方で例に出したはずです。上野原高校の県境の高校のあり方、非常に努力されておられるけど、県境で苦しむあり方を考えたときに、少しでも知りたいという思いで現場へも行きました。こういう思いの中で議論されていく。

今回浮上したのも、中高一貫の中で浮上したなら、先ほどの質問の中で、総合制高校が設置されるのに、これによって上野原高校を含めた県境に所在する高校の救済策というか、連携したあり方はいかがでしょうかと説いたはずです。この場で中高一貫で2校の話が出るのであれば、総合制の高校がひかれるときの議論の中で、もう少し上野原高校が、例えば静岡の県境にある高校はどうだという、中高一貫の教育の中の議論じゃなくて、その前の段階で総合制がひかれたときに、上野原高校が俎上に乗って、もっと、それぞれの学校の特色を出せばいいという発言ではなくて、もっと真剣な発言がされて、なおかつ中高一貫の中で2校が持ち上がってくる。私は、これが手順だと思うし、ルールだと思います。

済みません、強い発言をしまして。先ほどの答弁は不本意でありましたから。あそこは予算ですからやめましたけど、学校のハードも、施設のあり方も、それから総合制が置かれて今後進むべき、例えば大きい話過ぎるから、東部の進むべき道はいかがでしょうかと問うたけど、もう少し踏み込んだ答弁があってしかるべきだし、委員会というのは緊張感があってしかるべきだという思いが、先ほど昼休みの中でもう1回持ち上がりましたから。私は9年間の委員会の中で、こんな強い発言をした覚えはありません。しかし、やはり一定の和の中にも緊張感があって、議会と執行部というのは持ち込まないと。

ですから、そういう意味において、もう一度お尋ねしますが、先ほどの議論も踏まえて、中高一貫で持ち上がった上野原高校も、例えば中高一貫教育の中だけで判断するのか、総合制が置かれる中で判断を一緒にあわせて、どう決める中で検討していくのか、この辺だけお聞きします。

池田新しい学校づくり推進室長 県境の高校ということで、上野原高校、非常に苦勞しておられて、先ほど答弁させていただいた中にも、学科の再編とか、学校のほうでも地域との相談の中で、学校をどう盛り上げていくかという検討をさせていただいています。それを受けまして、その効果も期待した上で、総合学科高校に上野原高校は再編させていただく。

また、県境で流出に苦しんで生徒数が減少するということを踏まえて、やっぱり学校の活力を取り戻すには、ある程度の生徒数が必要ということもありまして、隣接都県からの特別枠も去年から設けさせていただいて、ここに出ている上野原高校につきましても、県教育委員会としてもバックアップをしているところでございます。

東部地域のという範囲で、総合制高校、単位制高校、総合学科高校の3校が、それぞれの得意分野で生徒を育成していくことに関して、教育委員会としても、その地域の子どもたちが恵まれた教育環境の中で高校生活を送れるようにバックアップしていくという気持ちでございます。

棚本委員

わかりました。これ以上はやめます。力を込めて言わないと真剣さが届かないのではないかという、先ほどの午前中の答弁を聞くと、危惧もあるものでしたから、あえて緊張感を持つために、自分自身のためにもしっかりとした発言をしなければということでした。

ただ単に、結論ありきじゃなくて、中高一貫も、そして総合制の置かれた東部地域の問題だけでもございませぬ。私どもが学ぶわけではありません。次代を託して山梨の将来を担うというのは、既に私たちではなくて、高校、小・中学校に行く子どもたちが、大事な部分を担います。こういう中で、しっかりと山梨の将来を担う子どもたちのための議論でありますから、結論ありきではなくて。さまざまな、どこからスタートを切ってもいいじゃないですか。今までも真剣だと思いますが、白紙の状態で将来を担う子どもたちのことを真剣に今後とも執行部の皆さんに、いろんな想定をかけてご協議、ご努力を願いたいと思います。質問じゃなくて申しわけありません。答弁は結構でございます。ありがとうございました。

(ことぶき勸学院について)

塩澤副委員長

1点だけ確認というか、お聞きしたいことがある。ことぶき勸学院のことで、ちょっとお伺いしたいと思います。

以前からのお話、説明を聞いていたときは、ことぶきの大学院のほうは廃止するんだというような方向で言われていたかなと自分自身は理解しておりました

けれども、先日、齋藤議員の質問の答弁の中で、来年度、大学院1年生を採用しますよというような答弁もあったんですけれども、県民にとっても非常にわかりづらい。行ったり来たりと言っているような気がしますけれども、その辺のことについて少し説明をいただきたいなと思います。よろしくお願いします。

上笹社会教育課長 山梨ことぶき勸学院・大学院につきましては、大学院については廃止ということです。それから、ことぶき勸学院につきましては、抜本的な見直しを前提に存続ということの説明させていただいたと思います。

齋藤議員の質問に関連しまして、24年度についてはどういう運用体制でいくのかという質問がありましたので、24年度につきましては、大学院については廃止ということです。大学院の1年生については当然、募集をしないと。勸学院の1年生、新入生については募集をしたいということで答弁がありました。

塩澤副委員長 うちの議員で、少しその辺が答弁の中で、ちょっと勘違いする部分があったということです。大学院も採るんだというようなニュアンスの答弁だったかなと、ちょっと聞こえたものですから、確認といった意味で聞かせていただきました。ありがとうございます。

(中高一貫校について)

山田委員 済みません、私も発言はと思ったんですが、私も1つ。4人の子育てをし、まさに1人ずつ、それぞれの学校、私立も含め、あるいは中高一貫校ですね。県外に送ったり、そして今まだ中学3年生の子がいる、いわゆる保護者の立場として、一貫して私も公教育、今の山梨の現状の中で、中高一貫校は基本的に、ちょっと設置は無理じゃないかという、こういう視点でずっと、これまでも見てきました。それで、私が心配するんですが、まず1点目は、いわゆる県外の連携校も、一体校も含めた中で、不登校並びに退学者というのはどの程度いるのか、把握しているのでしょうか。

池田新しい学校づくり推進室長 申しわけございません。県外の不登校、退学者についてはデータを持っていません。

山田委員 先ほど丹澤委員のほうも言われたように、私も、このアンケートの79%って、これはあるかないかで、十分な情報が入らない中で、やはり、したことだと思います。アンケートの中で6年間の継続した教育での50%という結果は、すごく前向きの子どもにとっては6年ですばらしいことなただけ、裏返せば、一たび不登校とかいろんな事情を抱えたときには、先輩後輩も含めて、苦痛がさらに延びることになっていくということでもあります。特例を利用して個性を生かす。確かにすばらしいことだと思うんですが、そういう場面については、山梨の場合、今、私学もあるし、一応、公立もあるじゃないかと私も思っております。そこで質問なんです、今、審議会が粛々と進んでいるんですが、審議会の位置づけと、わかりやすく一言で言えば、審議会とこの委員会の課題の軽重を今問うていることなんです、どっちが重たいのでしょうか。

池田新しい学校づくり推進室長 どちらが重いかのことですが、設置した審議会では、保護者とか学校関係者、教育委員会の関係者等、広い意見を聞いて、教育委員会が最終的に判断するためのご意見をいただいている。そして、そのご意見をまとめさせていただいて、設置するのか、設置しないのかという最終的な判断をしたときに、ここの教育厚生委員会の、またご意見をいただきながらということで、その審議

会の意義というのは、県民広くの有識者のご意見を聞くためのものでありますので、設置するというか、教育委員会が決定する段になって、また委員の皆様にご相談をさせていただくと。設置するにしても、しないにしても、その結論が出る段階で、またご意見をいただくということになります。

山田委員

私もPTA会長ほか、いろんな役職の中で審議会へ入らせていただいた中で、本当に悪い言い方をすれば、御用審議会というか、ある程度落とすところというのが、若干、途中、二、三回目ぐらいから見えてくるのも、これは、はっきり言って実際に、それは1つの行政の運用の中では必要なことだと私は思っておりますから、それ自体を、すべて悪だと言うつもりはありません。しかし、やはり審議会の有識者が出した結論を、もしかして、この県議会なり委員会が否定するような場面というのは、今の中でいくと、若干想定できるのかなという中で、そういう人たちも、やっぱり傷つけないというか。傷つけないという、最初から、そこへ持っていけという話じゃないんですけど、私は、そういうところの、落とすところと、また言っちゃいけないんでしょうけど、どこかの帰結点が、やっぱり、あると思うんです。その中で、必要以上に言う必要はないですが、委員会の動きのことも審議会の中に伝えていく。過度に言う必要はないですけど、やっぱり、この委員会の状況をかいつまんだ中で、もっと原則論もしっかりしろとかいう程度の話は伝えていっていただきたいと思うんですが、その点について、いかがでしょうか。

池田新しい学校づくり推進室長　　今の委員のお言葉を今後の審議会の中でも生かしていきたいと思えます。

山田委員

最後にします。私も、この問題については真剣に考えています。そして、あたかも、これが、みんなで渡れば怖くない方式で、もし行って、最後、じゃ、だれが責任とるかといったときに、確かに多様性、あるいは、その地域の人たちに多くの選択肢といっても、その地域の中学の人たちに選択肢を与えるだけのことであって、それを本当に我々の税金でやることなのかということも含めて、私は逆に誤った方向の1つのルートをつくってしまうんじゃないかという、そういう危惧をしていますので、そこも含めて今後、本当に慎重な審議、あるいは帰結点を期待して発言を終わりにします。

久保嶋教育委員長　　今さまざまなお意見を賜りましたので、審議会の運営も含め、いろいろな意見を反映しながらやってまいりたいと思えます。

(休 憩)

主な質疑等　　福祉保健部関係

※第106号　平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(安心こども基金事業費)

山田委員

福の2ページなんですけど、安心こども基金事業費は、10分の10という補助率とのことなんですけど、この時期において5千万円もの増額というのは、具体的にはどういう内容に補助をされているのかお聞きしたいと思います。

横森児童家庭課長 安心こども基金は、御承知のように平成21年度から国の交付金を積み増しておりまして、総額では24億2,300万円ほどになりますけれども、これにつきまして、活用をしていただくということで、市町村に毎年度、広報あるいはお訪ねして、こんなふうなものがありますというようなことを行ってきたところでございます。この度、甲府で行うひとり親家庭在宅就業支援事業は、お家でいわゆる内職的なものを行っている方に対して、甲府市の場合には、eラーニングでパソコンの能力を高めていただいて、ホームページの作成や、会議資料のテープおこしなどを、小さなお子様がいて外に出て働けないような場合でも、自宅でやれる能力を身につけていただくというものです。

この時期になってしまったのは、甲府市で8月に児童扶養手当の現況届を対象者の方から出していただきます。その時にアンケートと、聞き取り調査を行いまして、約2,000名いらっしゃるわけですが、そちらに聞き取り調査を行ったところ、この事業について自分もやってみたいという方が90名程いらっしゃいました。それではということで、事業を組み立てられて、ぜひやりたいということでこの時期になってしまいました。安心こども基金につきましては、平成23年度中に事業に着手しませんと、基金を国の方にお返ししなければならないので、県でもなるべく活用をはかっていきたいということで11月の補正に上げさせていただいたところです。

(災害医療対策費)

棚本委員

予算に関連して幾つかお伺いをいたします。まず医務課の関係、3ページであります。災害医療対策費。3.11が本当に人ごとではなくて、いどこに災害が起きるかわかりません。お互いに災害派遣、本当に支え合いでありますから、大事な部分です。新たに、3カ所に加えて山梨大学が設置されるということで、これは本当に強く推進されることで、まさに歓迎すべきことだと思います。

このDMATの資機材の内容など整備内容というのを冒頭でお願いできますか。

吉原医務課長

今回、整備をいたしますDMATの機器につきましては、昨年ですが、厚生労働省から、こういった資機材を整備するというような標準的なリストが示されておりまして、それに基づいて今回、整備を行うものでございます。例えば気管挿管を行うセットですとか、気管等を切開するためのセットですとか、心電図モニター、あるいは携帯用の除細動器、それから、衛星携帯電話ですとか、トランシーバーですとか、そういったものを今回整備するというので、補正をお願いしているものでございます。

棚本委員

今回の年次計画の中にも組み込まれているというお話、前から聞いていますけど、今回の3.11の災害を受けて、何かこのDMATの関係で新たに取り入れられたというようなものは、ございませんでしょうか。

吉原医務課長

私ども、今回、予算を上げるに際しまして、委員おっしゃるように震災がございましたので、追加のものがあってはいけないということで、厚生労働省へも照会をいたしました。今示しているリストの中で、今回の災害現場に、県からもDMATが行きましたが、その内容で対応できるということで、変更はございません。

棚本委員

わかりました。既存の3カ所プラス、ここで整備されるDMATも、今回のリストで充足されているとのようでありますが、今後とも、この点については、いろんな災害想定されますので、また順次整備を、既存のところも含めて、ご留意いただきたいと思います。

(東部地域の救急医療センターの整備事業費)

次に、地域医療再生。これ、かなり多くなっていますから、今回、私の地元から触れるということではなくて、1点だけ触れさせていただきます。峡南と、私の地元であります富士・東部、県内でもかなり医療の逼迫した状況にあるということは既にオープンになっている話でありまして、今回たまたま、項目の3番、マル新で、東部地域の救急医療センターの整備事業費ということで、実施設計の予算が盛られました。長年の待望でありましたし、地元であるからということではなく、ご承知のとおり、非常に東部地域は救急医療に困っております。周産期の問題もありますけど、そうした中、医療機関は努力していただいていますけど、医師の問題や、あるいは老朽化した医療設備の問題等、とにかく緊急の課題でありましたので、本当にうれしい限りであります。

改めて、ここの実施設計が盛られましたので、これが整備されれば、県が想定しております東部地域における救急医療の体制というのは、富士・東部医療圏で1つであります。2つに分割化すると、東部地域、富士北麓地域となりますので、特に東部地域の救急の変わり方というのは、どのように想定されておられますか。

吉原医務課長

東部地域の救急ということでございますが、現在、二次の救急病院ということで、大月市立病院、上野原市立病院、都留市立病院。それから民間ですが、虎ノ門病院で、二次の救急を受け持っています。現状を申しますと、東部地域で救急車で搬送される患者さんが年間約三千四、五百人いらっしゃいますが、そのうち2割ぐらいは、この中で対応ができない、東部から外へ運ばないと対応ができないというような状況でございます。

大月市立病院を見てみますと、救急、特に当直の先生が、なかなかいらっしゃらないということで、今は1人体制ということでございますが、今回、特に救急病棟が昭和39年に建てたので、老朽化もして、耐震化もできていないということで、建てかえをさせていただいて、ハードの整備をさせていただきます。それと同時に、市立病院の院長先生ですとか、市長さんのほうも今、連携をしている東京女子医科大学と医師の派遣について話を進めていただいております。順次、内科と外科の医師が毎日2人で対応できるような体制を組んでいただくと基本的にはお聞きしていて、運んでいただいた患者さんは、すべて受け入れをしていただけるし、また、ほかの病院でだめな場合は、最後は大月で受けてもらうというようなことで、管外へ出ないで、ここで完結できるシステムということで考えています。

棚本委員

ありがとうございました。最後の質問にしますが、救急だけはここで完結できるというのが、本当に理想というよりは使命であります。承知している限りでは、大月市立病院に関しても、手術室なんかも、本当に非常に老朽化で、やはり若い先生方も、あの手術室、非常に変な話ですが、手術に不安を覚えるというような話もお聞きしていただきました。

地域医療再生交付金、要望額より若干下回っておりますが、この件につきましては、きょうは触れませんが、追い追い、ご留意いただいて、またご指導をお願いしたいと思います。

これによって救急体制のお話は、今聞きました。最後に、今、協議会でも非常に医師会やセンター等、ほかの皆さんも入っていただいて、地域医療に関して医療圏域の充実ということで分散化をしたり、いろいろな角度から見ていただいております。この救急を機に、地域医療圏に協議会がありますけど、県として、それでは予算が富士・東部に入っていますので、東部地域の医療再生の一端として、地域医療、医療圏域の充実をどう図るのか。この辺の課題がありましたら、お聞きして終わりたいと思います。

吉原医務課長

県内に4圏域ございますが、中北、峡東、それから今再生計画を行っています富士・東部と峡南ということで、特に富士・東部と峡南が医療提供体制が弱いと。中北、峡東も完璧ではないという中で、今回、全県の事業で、中北、峡東も含めて、県全体を再生し、さらに体制が充実できるようなと思っています。

やはり何と云っても、ドクターを確保していくということが何より一番の課題であり、それができることによって、それぞれの地域医療というのは確保され充実していけると思いますので、医師の確保というところに一番重点を置いて、これまでも取り組んでまいりましたが、さらに取り組んでまいりたいと私どもとしては考えております。

(災害医療対策費)

塩澤副委員長

今、棚本委員のほうで、DMATの機器のことをお尋ねして、十分その辺の話は伺いましたので、少し後へ戻るようで申しわけないんですけども、今回、山梨大学医学部がDMATをやってもらえるということになったわけですけども、これは山梨大学医学部のほうから、私どもやりたいからぜひお願いしたいんだというような話があったものなのかどうか、その辺を伺います。

吉原医務課長

DMATにつきましては、災害がいつ起こるかわかりませんので、県内にもできるだけ、特に災害拠点病院は設置をしていただきたいというのが私どもの基本的な考え方でございましたので、これまでも山梨大学医学部のほうには、私どもからもお願いをいたしておりましたし、山梨大学医学部としてもやりたいということお考えはあったんですが、なかなか財源をどうするかというところもあって進まなかったということがございます。今回、この地域医療再生計画の中へ位置づけることによって、お互いに求めていたものが実現できることになったということです。

塩澤副委員長

どうもありがとうございます。今回、山梨大学医学部が入ったということで、1つふえたと。今後は、DMATのチームをまだまだふやしていくのか、あるいは、その辺はどう考えているのか、ちょっとお伺いします。

吉原医務課長

DMATチームの整備については、国のほうでも今、検討会の中で議論をされております。実際、このような大きな災害も発生し、必要性もさらに大きくなっているということで、今、国のほうでは、先程、私もお話しさせていただきましたが、災害拠点病院に基本的にはDMATを設置をしていくべきではないかというような議論をされていると承知をしております。

この辺のところはしっかり固まってくれば、それを受けて、当然、設置するためには、お金のかかる話ですので、そういう意味で、財源措置とかそういったこともかかわってくるようになりますので、具体的になったところで、県としましても、災害拠点病院には設置をお願いをしていきたいと考えております。

塩澤副委員長

ことし3月の東日本の際に、県立中央病院は、その日のうちに、もう準備されて、出発されたという話も聞いています。本県でも、いろんな災害、特に東海地震、東南海地震、いろんな災害等が、予想されるので、ぜひ、そういった活動を一生懸命やっていくための手助けを、またお願いしたいと思います。

(安心こども基金事業費)

もう1点、よろしいでしょうか。先ほどのひとり親ということの中で、ちょっとまた戻って申しわけないんですけども、確認ということで。この事業、23年度じゅうにやらなければというような話でありましたけれども、多分、さっきも話があったように、市町村に投げかけて、戻ってきたのが甲府市だけだということだと思えますけれども、これをやり始めれば来年以降も、どのぐらいまでの間、甲府市に対して、この補助をしていけるということでしょうか。

横森児童家庭課長

お尋ねの件なんですけど、こちらのeラーニングにつきましては、基礎研修と、応用研修をやるということになっていまして、基礎研修6カ月、応用研修6カ月で卒業していただくという形です。今回お願いしておりますのは11月補正でございますが、来年度の当初にも予算をお願いいたしまして行っていく予定でございます。

内容といたしましては、甲府市で、ITのノウハウのある委託先の企業を見つけていただきまして、そちらのほうで、甲府市の中心にセンターみたいなものをつくっていただく中で、ほとんどが在宅でやりとりをするんですけども、時々センターに行って、学習の状況を確認をして、進級ということで、最後まで続けていけるようなカリキュラムを組んで技術を身につけていく。

それから、基礎のところでは、在宅でいらっしゃいますと、働いたことがないような方もいらっしゃいます。そのため、会社とのやりとりですとか、それから法律的なことですとか、そういう基礎的なものにつきましても、基礎訓練の中で研修をしていただきます。また、契約とか、税務処理ですとか、ビジネスマナーですとか、それからパソコンですので、セキュリティーの関係ですとか、そういうものも身につけていただきながら、基礎的な知識と技能を習得していただくことが基礎訓練の形です。その後、応用訓練として実際に在宅で就労しながら、在宅就労の収入を若干ですが得ながら能力開発を継続して活用していただくという形です。

その業者のほうで、その後の職を探していただいて、研修が終わった後も引き続き就労がしていけるようにということを考えて継続しているものです。

塩澤副委員長

私の聞き方が少しまずかったかもしれないんですけど、要は23年度のうちにやらなきゃだめだよということで、やり始めた事業が、甲府市が満足いくような形の中で最後まで面倒見られるのかどうかということをお尋ねしたんですけども、どうでしょうか。

横森児童家庭課長

先ほど申し上げましたように、基礎訓練、応用訓練といたしまして、最後まで、その業者が責任を持って、事業主体は甲府市ですので、甲府市でも責任を持って、就労までこぎ着けるように実施します。

飯島委員

引き続き今のひとり親家庭の就業の関係ですけど、ちょっと今、課長の丁寧な答弁をいただいた中で、私のイメージだと、通信教育みたいな感じだけでも、何回か集まって、OJTなんかもありながら、基礎訓練もあって、その後、応用訓練もあるというイメージなんですけど、甲府市に10分の10補助するんですけども、最終的な目的というのは、もちろんスキルアップをするんでしょうけれども、

その上で就業まで持っていくのかどうかと、その最終的な目的はどこにあるのか、まずお伺いします。

横森児童家庭課長 この事業は在宅就労の支援でございますので、本当は外に出て働いて、ばりばり収入を得てということができればいいわけなんですけど、そういうことがちょっと無理な方、子どもさんが小さいとか、おうちに面倒見なければならぬ方がいらっしゃるとか、そういう方々を対象としたものでございます。家計の足しと言っては何なんですけれども、全額、外へ出て働いた収入というのではなくて、無理なダブルワークを解消するようなことにつながるとか、あるいは子どもさんが大きくなったときに教育にお金をかける、そういうものを補てんするため程度の収入が得られるような内容でやるということです。

飯島委員 最初に課長が内職的なということをやったので、それが目的というのはわかっていたんですが、もう一度ということでお伺いしたんですが、これを希望した方が2,000人中90名いたという話なんですけど、これ、かなり、最後までいくのに、本人の意志とモチベーションがないと、途中で挫折するかなというのを、すごい懸念するんですね。しかも、甲府市に投げて、甲府市が業者に委託して、その業者に任せてやるというんですが、逆に、受講した人が、その業者が、思っていたよりは、例えば親切じゃなかったりとか、そんな不満もあったり、やめてしまうということを心配するんですが、その辺のチェックというのはどうなるんですか。

横森児童家庭課長 その辺につきましては、甲府市でこの予算をとっていただきますと、委託業者のほうの選定をいたしますので、契約、委託仕様書の中で、ちゃんと責任を持つようにということを書いて記入した仕様書がございまして、それによりましてやるということですね。

それから、先ほども申し上げましたけれども、センター的なものをつくりまして、事務局、それから総括の責任者等を置きまして、講師がただ教えるだけというのではなくて、くじけそうになったときも支援をしていくという体制をしいた中でやっていくものでございます。

飯島委員 いろんな意味で丸投げにならないようにしていただきたいと思います。
(周産期医療体制強化事業費)

あと周産期医療の関係で、実施設計ということで、190万円余あります。この内容を簡単にご説明願いたいと思います。

吉原医務課長 今回、甲府市立病院のほうで診療室等の整備をするという内容でございまして、今年度、実施設計をいたしまして、来年度整備をするということでございます。今回、この190万円につきましては、実施設計の経費ということで上げさせていただいておりますが、総額にすると1億6,500万円ほどの事業費で増築等を行い、それから周産期の医療のための医療機器等を整備するという形です。

飯島委員 結構です。ありがとうございました。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第120号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(生きがい対策費)

塩澤副委員長 今、緊急雇用ということでお話がありましたけれども、2年間やるということなんですけれども、2年間の緊急雇用が終わった後、これ、ホームページとかそういうものを作成すると聞いたんですけれども、どこで今度それは管理するようになるのでしょうか。

布施長寿社会課長 今回、国の補正予算の関係で、急ぎ計上をさせていただきましたが、これまで老人クラブ連合会でも、組織の活性化、実際の会員さん、それから広く高齢者の生きがい対策を進めるために情報の収集や発信、それから、そのほかのグループ活動の活性化等ということで、いろいろ新しい事業を模索されているところでございます。

県といたしましても、新しく高齢者の生きがい対策として、県でできることは何かないかということを考えていくことになりました。ちょうど、そういう場面で、緊急雇用対策の基金を使わせていただくということで、お願いしております。

緊急雇用終了後の仕組みをつくったり、情報収集や発信等につきまして、あとは組織化されています老人クラブ連合会におきまして、引き続き有効な活用等を図っていただけるものと考えています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第115号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第23-17号 重度心身障害者医療費に係る公費負担制度の確立を求めることについて

意見 (「採択」との声あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

※請願第23-4号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に関する意見書提出を求めることについて

意見 (「継続審査」との声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑 (障害者施設の短期入所施設について)

塩澤副委員長 それでは、障害者施設の中の短期入所施設について二、三お伺いいたします。短期入所、ショートステイというのもやっていますけれども、この制度そのものは、保護者、介護している皆さんが、病気などそういった見られなくなったようなときに、そういう専門の施設で入浴、あるいは食事提供であるとか、排せつとか、そういったサービスを受けられるということで、自立支援法の成立以来、在宅で見ることに對して、本当に有効な、重要な施策だなど思っております。山梨県の今の整備の状況というのは、どんなような状況になっているのか、まずお尋ねします。

篠原障害福祉課長 短期入所の整備状況についてでございます。県内の短期入所の事業所は、現在41施設ございます。そのうち児童を受け入れる施設は28でございます。その入所定員は、合わせて197人。そのうちの173人分につきましては、短期入所専用のベッドが確保されております。残りの24人分は、入所施設の空きベッドがある場合に短期入所として使うことが可能となるという、空床型と言われるタイプでございます。以上でございます。

塩澤副委員長 ありがとうございます。41施設、児童のほうについては28ということで、それだけ整備されているのかなと思って聞きましたけれども、いろんな、そういった在宅で介護している人の話の中で、うまく利用ができないというようなことも聞くわけですが、今の現状の施設41、あるいは28、173人分、こういったものの利用の状況というのは、どういう感じでしょうか。

篠原障害福祉課長 短期入所の利用状況でございます。まず全般的な状況ということで、厚生労働省がことしの3月、1カ月の利用状況を人口10万人当たりで集計したデータがございます。そのデータを見ますと、まず利用者数。これは1人の障害者の方が1カ月に短期入所を何回利用しても、お一人と数えるものでございますが、これが本県が26.54人と、全国の都道府県で第11位という状況でございます。

それから、サービスの利用料。これは先ほどの利用者数とは異なりまして、1人の障害者の方が、例えば一月の間に4日ショートステイを利用した場合には、これは4という数え方をするものでございます。この指標で見ますと、250日分という数字が出ておりまして、全国の中では第3位ということになっておりまして、全国平均を52%上回る状況になっております。比較的活用していただいている状況と認識しております。

利用に至りました事情といたしましては、委員ご指摘のように、保護者の方、それから兄弟の方の学校の行事の都合というのが結構あります。家庭の事情が大

部分を占めているところがございます。また、利用の、やはり多い時期というのがございまして、特に夏休み、それから秋の運動会のある土曜日、あるいは日曜日、それから年末年始、こういうところに利用が集中している状況がございます。

塩澤副委員長

全国的に見ると、利用率も大分高いというようなことであります。利用する日が集中しているから、うまくマッチングをしないというか、その集中するときだけ需給バランスが悪いのかなというような話かなと思いますけれども、もうちょっと原因的にいろいろ考えられるのかなとも思うんですけれども、どうでしょうか。

私が聞いている話ですと、高齢とか、若い女性というか、そういうような女の人の場合は、なかなか受け入れてもらえないような話も聞いているんですけれども、そういった部分に関してはどうでしょうか。やはり、利用しやすいところがあって、なかなか、こっちは行かない、1つの施設だけに集中するというようなことがあるんでしょうか。どうでしょうか。

篠原障害福祉課長

これは全体的な傾向ということでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、まず利用できない事情の中で、年間を通して一定の利用状況があるということではなくて、特定の時期とか曜日に利用希望が集中する傾向が極めて強いと考えております。

この傾向でございますが、ちなみに重症心身障害児を受け入れております県立あけぼの医療福祉センター、ここでもショートステイをやっておるんですが、年間365日ならずと、平均利用率は約48%です。一方で、土日とか特定の期間では、それが100%、あるいはそれに近いような状況で、平日の利用状況が比較的少ないという状況があります。

もう一つの傾向といたしまして、利用する方が、それまで利用していた施設を再び利用したいという希望をお持ちになることが多くあるようです。その結果、一部の施設に利用希望が集中するということもあると。こうした中で、結果的に利用の希望が重なったために、施設で対応できないということで、やむなく利用をお断りしているというような状況も、一部の時期、あるいは一部の施設でございます。

塩澤副委員長

需給というか、一番利用が多いときに、人員あるいは施設の状況を合わせるということはなかなか難しいかなとも思いますけれども、そういった介護されている方、自分が若いうちは何とか対応もしていけるかなともおっしゃっているんですけれども、だんだん年をとっていくと、さらに今の状況よりも厳しい状況になるのかなとも思いますので、今後、もう少し善処策というか、対応策というのを検討してもらいたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

篠原障害福祉課長

委員ご指摘のとおり、ショートステイは在宅支援の大きな柱でございます。障害者の入所施設につきましては、この入所施設の入所定員のうち1割程度を短期入所部分に振り向けるようにという指導を、これまでやってまいりました。改築をすとかという機会をとらえて、こういう指導を継続するとともに、強めていきたいなと考えております。

それから、平成24年度から向こう3年間の福祉施策の基本となります障害者プランというのを現在見直すべく、策定作業をしておるところでございます。在宅支援の大きな部分を担っている短期入所サービスの確保に努めて、一層の充実を図っていきたいと思っています。

それから、現場での運営とか、それから処遇というものにつきましても、これ

をさらに向上させていく必要があると考えておりますので、県が行っております研修とか説明会の場、あるいは指導監査とか実地指導という場が幾重にもございます。こういう場でも、その徹底を図っていききたいと、このように考えております。

塩澤副委員長

ぜひ、今のおっしゃったことを少しでも早く実施していただきたいなと思います。窓口は市町村になるわけですね。各市町村の窓口は、そのときにも相当苦労しているというようなことも聞いています。市町村同士でもって連携をしてやれば一番いいなというような話も聞きましたけれども、法律の壁があるとか、いろいろあるようですから、何とかいい方向に向かうように、市町村と連携して、いい方向になるようお願いしたいと思います。以上でございます。

(フードバンクについて)

飯島委員

経済環境がとてもしんどくて、市町村の生活保護を扱う窓口はとてもしんどいという情報もいただいている中で、県のスタンスもお伺いしたいと思ひまして手を挙げた次第です。午前中も、所管は別でしたけれども、食事を大事にしなきゃいけないとか、学校給食は大事だとか、学校の残菜はどうなっているかという議論もあったんですが、生活保護を申請に来たときに、すぐ申請はできないものの、そういう方は文字どおり食べるものも困っているということですから、そういう人たちを対象に、今、企業でも、賞味期限の中にまだ十分余裕があるんですけども商品にならない、プリント、印刷が悪かったり、箱が崩壊したりとか、商品にならない、販売できないものとか、あとは農家からいいですよと言われて、そういう野菜とかを障害施設や児童養護施設とか、そういった生活困窮者に無償で届けているという活動があるんですけど、フードバンクって、ご存じですか。

鈴木福祉保健総務課長 フードバンク、存じております。

飯島委員

平成20年に立ち上がって、現状ですと、市町村と連携をして、今言ったような活動を続けているんですけども、特に南アルプスとはいち早く協働事業ということで実績もかなりありまして、平成22年4月から23年3月まででいきますと、支援者60名、生活保護を受けている方26名、生活保護までいかないまでも困窮している人34名いるんですけど、その中で支援を続けながら就職が決定した人が21名、あとの人は継続しているという、そういう実績が出ました。もちろん行政としても、生活保護を受ける前に社会復帰できたり生活ができるということですから、生活保護費の負担がかからないというのと、企業のほうも、先ほど申し上げたように、商品にならないものを処分するというのはお金がかかるんですね。それをもらい受けて、無償で配るというのは、本当にみんながうまくいくという取り組みの中で、無償でやっているわけですから、このフードバンクの皆さんは、とても経費がかかるわけですね。その辺を県としては、どういうお考えで、どういう指導をされているのか、ご説明いただきたいと思います。

鈴木福祉保健総務課長 フードバンクにつきましては、そういう活動をしておりまして、今回の震災におきましても、県内へ避難された方々へ食糧を供給したり、本来の業務とは違う面でも活躍していただいております。本県としましても、ボランティア関係の課もありますが、福祉保健部でいえば生活困窮者の支援という部分もありまして、現在、緊急雇用絡みで「絆」再生事業という事業がございまして、そちらを活用できるかどうかを今、検討をしている最中でございます。

飯島委員

ぜひ検討いただいて、できれば県がリーダーシップをとって、窓口である各市町村とも連携して、先ほど申し上げたように、南アルプスとまでいかななくても、強力な関係を築いて行政指導をいただきたいと思います。

現在、協力している南アルプス、甲府、富士吉田、甲斐市、ほとんどの市あるいは社会福祉協議会が連携をしているということで、新しい公共の1つのモデルケースでもありますし、この辺はしっかり県のそういったバックアップをいただきたいと思いますが、具体的に、どの時間的なエンドをもって、どんなことを可能であるか、それを最後にお示しいただきたいと思います。

鈴木福祉保健総務課長

新しい公共ということで、これまでも活動してきたわけなんですけど、我が部としましては、緊急雇用の基金が24年度まで使えるわけでございます。その中の「絆」再生事業を使うとなれば、あと1年、24年度だけではございますが、それを活用できるかを、先ほど申し上げましたように検討している最中でございます。

飯島委員

ありがとうございました。

(ルピナスについて)

永井委員

私、今回の本会議で質問をさせていただいた部分で、ルピナスの話をもう一度、この委員会でもお話しをさせていただきたいと思います。前回9月議会の委員会のお話もさせていただきまして、本会議もさせていただきました。その中で、ルピナスの機能強化について、今回ご質問をさせていただきまして、私、メールでの相談というものも非常に重要だというお話をさせていただきました。部長からのご答弁をいただいた中で、検討委員会というようなものがあるということで、その中でご議論をいただけるということだったんですが、この検討委員会というのは、大体何人ぐらいで、どんな方がいて、年にどれくらい行っているものかというのを、まず教えていただけますか。

大澤健康増進課長

ルピナスの運営につきましてですが、県の産婦人科医会、県立中央病院、それから実際に特定不妊治療を行っている医療機関の医師など、産科の先生方などにご参加していただいている運営委員会でございます。こういった方々に、専門的な立場から評価、協議等を行っていただいております。おおむね年1回開催させていただいております。

永井委員

この後また開催があるというお話だったと思うんですけども、そういう産婦人科の先生であるとか、県立中央病院の先生であるとか、非常にそういった部分では権威の先生方であると思うんですけども、実際、私の周りなんかでは、やはりルピナスの存在を、本会議の質問のときも言いましたが、知らないという方がかなりいらっしゃいます。ご答弁にあったように、今は病院であるとか、保健所であるとか、そういったところでたくさん相談機関がふえたから、ルピナスの相談件数が減ったのではないかとということであったんですけども、私は、その中でも申しましたが、ルピナスと医療機関というのは、やっぱり違って、ルピナスの存在を知って、そこで相談をして、そこからどこの病院に行くかという、あくまでもルピナスは入り口的な機関であると思います。当然、周知活動は重要だと思っていますので、また繰り返しになっちゃいますけれども、ぜひルピナスの広報活動というものも、またやっていただきたいと思います。

お話を前伺ったときに、既にルピナスの電話相談の部分にはネット環境があって、アドレスなんていうのも、そんなに労力なく取得をできると思います。保健

師の負担には若干なるんですけれども、基本的な設備投資等は一切かからないので、ぜひメールの相談をしていただけるように検討委員会のほうに働きかけていただきたいと思いますが、再度ご答弁のほう、よろしく願いいたします。

大澤健康増進課長 委員ご指摘いただきました電子メールの相談については、より多くのニーズにこたえることができ、また時間にもとられないで利用できるというようなこともございます。今申し上げましたルピナスの運営委員会、先生方のご意見を聞きながら検討してまいりたいと思っております。

永井委員 このメールの導入によって、ルピナスの知名度というか、ルピナスのことを知って、メールの相談がどんどんくることによって、初めて対象時間の延長であるとか、そういった議論に発展をしていくと思っておりますので、ぜひ、この導入に関して前向きなご議論のほう、よろしく願いをいたします。以上です。ご答弁は結構です。

(福祉避難所について)

安本委員 災害時の要援護者の支援体制の整備という点で、福祉避難所についてお伺いをしたいと思っております。国立国会図書館が、ことしの4月26日ですけど、東日本大震災の概況と政策課題という調査の情報、こういう資料を出しております。その避難所のところで、阪神・淡路大震災では要介護者等への支援が不足することが顕在化したと。このため、各市町村が老人福祉施設などと協定を結んで、高齢者や障害者など一般の避難所での生活が困難な要援護者のための福祉避難所の整備が図られた。しかし、平成22年度3月現在、福祉避難所を指定している市町村は、全体の34%にとどまる。被災した宮城県では40%だったけれども、岩手県が14.7%、福島県では18.6%である。こういう中で仙台市は、事前に多数の福祉避難所を指定していたために、30カ所を順次開設してスムーズに始動したということが記載をされておりました。

まず伺いますけれども、本県の福祉避難所の設置状況の現況についてお伺いをします。

鈴木福祉保健総務課長 本県の避難所設置状況ですが、まず市町村数でいいますと、27市町村中19市町村で福祉避難所を指定しております。先ほどの率に直しますと70.4%ということで、全国の34%の倍近い数字になっております。福祉避難所数でいいますと109カ所に、同じ時点で指定をしております。

安本委員 たくさん指定されているということで、承知をしました。私、第二次やまなし防災アクションプラン(案)の中を見ておまして、その中に同じ災害時要援護者等への支援体制の整備というのがありまして、障害福祉施設で14施設というのがあります。これを平成24年に133にふやすという目標を立てていただいております。非常に、14しかないものを10倍ぐらいにさせていただけるということで、いいことだなと思ったんですけれども、133施設目指すという、その根拠というんですかね。必要数、要援護者数の必要数から割り出されたのか、どういう根拠で133が出ているのか。また、これ、どのように進められていくのか、お伺いをします。

篠原障害福祉課長 目標として掲げております133施設につきましては、障害者の施設のうち居宅介護事業所、ホームヘルプの関係の事業所とグループホームやケアホーム、これらを除いた県内の障害者施設をピックアップした結果でございます。どうして

こういう網羅的な数を挙げたかということでございますが、障害によって特性がございます。その特性を熟知している障害福祉施設が、避難をしてくる障害者の方を受け入れて処遇する必要がある。できたら、地域に満遍なくあることが望ましい。地域の偏りを解消し、どこのどういう災害にも対応できるような体制をつくっていく必要があるということで進めたところでございます。

現状14という状況を133まで、どのように進めるかについてでございますが、東日本大震災を教訓にいたしまして、その後から私どものほうで、福祉避難所の指定を受けるよう、3障害の施設団体に働きかけを繰り返しております。それから、年間通して四、五行います市町村の説明会、会議の場でも、この福祉避難所の指定について市町村のほうへ依頼をしているところでございます。

今後とも、これら、いろいろな場を使いまして、福祉避難所の指定が進むよう努めていきたいと考えております。

安本委員

どこのどんな方でもということなので、133ということですか。そうすると、先ほど福祉避難所の指定109カ所ということなんですけれども、これ、133全部指定になった場合はトータルで幾つになるんでしょうか。

鈴木福祉保健総務課長

先ほど22年度時点で109カ所ですので、これから障害者施設の14を引きますと95。それプラス133で220程度になるわけなんですけど、福祉避難所自体が、障害者施設だけではなく高齢者施設、あるいは児童福祉施設、その他福祉センターみたいな施設もありますので、それ以外の福祉避難所も当然ふえていきますので、そのものずばりが、先ほどの数字になるわけではございません。

安本委員

たくさんできるということが、よくわかりました。それで、今お話ありましたように、福祉避難所の施設としては、市町村の所有している公民館とか、それから県の特別支援学校とか、そういうものもあるわけなんですけれども、耐震化がなされているとか、バリアフリーとかという条件もあると思います。前提として、福祉避難所については、福祉保健部のほうの所管でいいのかどうかということがあるんですけれども、県の特別支援学校が福祉避難所の対象に入れられているのかを午前中の委員会で聞いたところ、まだ1カ所も指定になっていないと伺いました。

そこで、県の特別支援学校は福祉避難所の対象とできるものなのか。そして、そこは、まだ対象になっていないのかどうかということについて伺います。

鈴木福祉保健総務課長

福祉避難所としての施設区分でいいますと、特別支援学校も対象とできるものであります。現在、山梨県内の特別支援学校を福祉避難所としてはゼロであります。福祉避難所は、市町村が要援護者支援マニュアル等で方針を決めまして指定しています。その際、特別支援学校を指定する必要があるという市町村については、福祉避難所自体の所管は福祉保健部でありますので、特別支援学校の所管している教育委員会等へ協議等を上げていくという準備はしております。

安本委員

教育委員会のほうでは、障害者の団体から県立の特別支援学校を避難所として指定してほしいという要望も県のほうに届いているということでも伺いました。教育委員会のほうと、また福祉保健部のほうと両方というわけにもいかないと思ひまして、できれば福祉避難所の設置について、福祉保健部のほうで、市町村にいろんな指導されるときに、県としても教育委員会と協議していただいて、特別支援学校等も今まで指定されていなくても、そこはバリアフリーですし、いろんな

ものの施設的にも完備をされていると思いますし、そこへ通っている子どもたちはそこへ避難するのが一番いいのかなと思いますので、市町村のほうに、そういった提案、指導というものもしていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

鈴木福祉保健総務課長 毎年、災害救助法の説明会というのを市町村を対象としてやっておりますので、そうした機会とか、それ以外でも、特に今回、東北の災害救助支援ということで市町村との関係が密になっておりますので、いろんな機会福祉避難所の指定をマニュアルに沿って必要数指定するように助言していきたいと考えております。

つけ加えさせていただきますと、各福祉施設とか学校もそうなのですが、指定する場合に、そこに入所、入居している方の妨げになってはいけないというものがございますので、どの施設も大人数を入れるような福祉避難所というのはちょっと無理ですので、それは数でこなしていかなければならないかなとも考えております。以上です。

安本委員 石巻の石巻支援学校が今回、避難所となった。特別支援学校は休校になってしまって、どこにも行き場がなくなったということなんですけれども、そこに通っている子どもたち、家族だけではなくて、そこを求めて大勢の方が来られたということも記事に載っていたことも紹介させていただいたんですけれども、いろんな災害が起こる設定があると思うんですけれども、ぜひ進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。答弁、結構です。

(ドクターヘリについて)

丹澤委員 ドクターヘリについてお伺いをいたします。いよいよ7月にドクターヘリを導入されまして、山梨県86万の県民のところに飛行機、ヘリコプターが3機、警察の飛行機と、それから防災ヘリとドクターヘリと、こう入ることになりました。それぞれ専門専門のところがあるでしょうけれども、このドクターヘリをどう活用していくか。もう導入したわけですから、より公正に活用していくことが一番大事なことだと思います。

このドクターヘリは7月に導入をいたしまして、基地病院であります県立中央病院に委託をして運航管理をしていただくことになっているようですけれども、この県立中央病院に払った委託料というのは、予算上、幾らだったんですか。

吉原医務課長 ドクターヘリの運航自体は、救命救急センターを持っている病院がするというので、本県は中央病院でありますので、中央病院があくまでも事業主体ということになります。県からは補助金という形で、それにかかる経費を国の補助金とあわせて病院へ助成していくというスキームになっております。ことしは準備の年で、来年4月から運航を開始するというので、中央病院で運航を委託する会社と、委託契約を春に結びまして、その運航委託を受けた会社のほうで、委員がさっきおっしゃったように、ヘリ自体は既に7月ぐらいに導入をされているというのが今の状況になっております。

ということで、運航自体は来年からですので、県としては、運航にかかる経費を来年度から病院のほうへ補助をしていきたいと思っておりますが、国庫補助事業がございまして、事業費でいきますと2億1,000万ほどになるかと思いません。そのうち半分が国のほうから参ります。残りを県が負担をして、2億1,000万を中央病院のほうへ補助金として出すということで考えています。

- 丹澤委員 中央病院に出す補助金ですけど、そうすると、ことし既に7月に入っていますね。既に入っているこの部分については、請け負ったジャネットが自分で負担をしてやっているわけですか。
- 吉原医務課長 委員のおっしゃるとおりでございます。機器の導入は、今の段階では運航会社が経費を負担しているということでございます。来年から、一応5年契約ということで病院が運航の委託をしておりますので、今回の機器の購入費も含めて、5年間で運行会社とすればペイするということになると思います。
- 丹澤委員 そうすると、中央病院には予算がないけれども契約を結ぶということになるわけですね。そうしますと、今回、この契約をするに当たって、入札でされたと思うんですけども、それは一般競争入札ですか。それとも随契でされたのか。指名でされたのか。どういう方法で中央病院は選んだんでしょうか。
- 吉原医務課長 一般公募型のプロポーザルで実施をされました。
- 丹澤委員 候補が何社あったわけですか。
- 吉原医務課長 結果的に応募をされてきたのは、今回契約をいたしました、正確に言いますと、県立中央病院ドクターヘリ運航業務委託共同企業体ということで、委員おっしゃった、本県双葉で防災ヘリの運航委託をしているジャネット、それから兵庫にありますヒラタ学園という、これは近畿地方のドクヘリの運航をしている会社、それから埼玉にあります本田航空という、これもやはりドクヘリの運航をしている会社。この3社の企業体1つだけでありましたけれども、提案を出されて、内容を審査をして決定をされたと伺っています。
- 丹澤委員 来年以降の話で、2億1,000万円の補助金をもらって、ジャネットに払う運航の経費というのは、どれぐらいになるわけですか。
- 吉原医務課長 補助金自体は2億1,000万円ですが、そのうち運航会社に払うのは1億9,000万円弱と承知しています。
- 丹澤委員 そうすると、1億9,000万円というのは、大体フライトの回数がありますよね。国の補助金の基準があって、大体これぐらいという基準があると思うんですけども、たしか240回でしたね。そうすると、山梨県が今、想定しているのはどれぐらいですか。
- 吉原医務課長 本県の運航回数ということでは、昨年、この導入するかどうかという可能性の検討委員会を有識者の方々に開催させていただいて、その折に試算をした数字でございますが、現場からの搬送が240件程度、病院間搬送も入れて290件程度が想定されるとなっております。
- 丹澤委員 これは病院間も含めて290。それとも、別に290あるわけですか。
- 吉原医務課長 含めてです。
- 丹澤委員 含めて290。県民にとっては、あまり多いのがいいのかどうかわかりませんが、できれば極力少ないほうがありがたいと思うんですけども、よその県

の状況を見ますと、今、平均が480件、多いところは800件という運航ですよ。山梨県、240件。240件というと、よその県の半分、もしくは4分の1という状況。そうすると、運航会社とすれば、同じ金額なんですよ。大体、国が1億9,000万円の補助金出しているわけですから。そうすると、運航会社にしてみれば、山梨県はお客さんかなという気がしますよね。

そこで、よその県は大体8時半から日没30分前までと。山梨県も同じでしょうけれども。中には、もうちょっとフライトを延ばして、夜間でもしてもらいたいと。むしろ夜間のほうが需要が多いじゃないかと、夜間でもしてもらいたいと言っているんですけども、これは法的にできないんですか。それとも運航上できないんですか。

吉原医務課長

運航は可能と伺っております。基地病院の、要するに照度といいますか、明るさ。やはりヘリコプターですので、有視界飛行ということになりますので、現場の着陸するところがきちんと視界が確保できていることと、基地病院の視界の確保が可能になってくれば、夜間でも可能だと聞いておまして、国のほうも国庫補助事業の中で、夜間を飛行する部分については別枠で予算も若干ついておまして、それを受けて夜間を対応しているところもあると聞いています。

丹澤委員

ありがとうございました。わかりました。そうすると、あとは運航が始まって大事なのは、まず救急隊が行って、そしてその状況判断をして、そして呼ぶか、救急車で運ぶか、その判断をしなきゃならない。それが一番大事なポイントだと思うんですけども、今、県では救急隊については、そういう訓練は行っているんですか。

吉原医務課長

いわゆる救急救命士の養成ということで、私どものほうで毎年300万円弱ですが予算化をして、県立中央病院、あるいは市立甲府病院等で気管挿管ですとか、実際に病院の救急車に、ドクターと一緒に現場へ出るとかということで、大体10日間ぐらいの研修を毎年、実施をして、救急救命士の養成をしているという状況でございます。

今回、具体的にドクターヘリが飛ぶということになりましたので、今、運用マニュアル、運用要領等が、大体できましたので、内容等については消防機関にも説明をし、この後、実際の実地の訓練もして、4月の運航に備えたいと考えています。

丹澤委員

ぜひ、とりあえずは、救急隊が一番大事なことですね。そこが判断を間違ってしまうと、せっかく導入しても役をしないということになりますから、ぜひ、その協力だけは一生懸命、お願いをしたいと思います。

それから当然、フライトするときには医師も乗ります、看護師も乗ります。その医師の確保については、県立中央病院だけの医師で間に合うことになっているんですか。

吉原医務課長

現在、中央病院のほうの計画では、ドクター7名、それからナース10名の体制でドクターヘリの運航を回していこうということでございます。基本的には今いる方々ですが、ドクターについては1人ふやしたいということで、9月ですが、ドクヘリを既に飛ばしています千葉の北総病院からドクターが中央病院のほうに、もう来られている。そんな状況でございます、これらの先生方については既に、今言った北総病院等で、ナースも含めてですが、1カ月程度、実際にドクヘリに乗ったりしていただいて研修を進めているところでございます。

丹澤委員 もう1点、離発着場ですね。今、山梨県で確保してあるのが339と言っている。これはすべて確保済みの数ですか。それとも、今から交渉するものも入っているんですか。

吉原医務課長 委員おっしゃるように、今340程度を市町村のほうから候補を出していただいているやっておりますが、すべて確定したものではございません。まだ調整をしているところがございますが、基本的に今、市町村のほうで、いわゆるヘリコプターがおりられるような条件を満たしているところ、また所有者の了解をいただいているところということで挙げていただいておりますので、年度末までには、確定できるようにと今、取り組んでいます。

丹澤委員 これを見ますと、候補地と思われるところは、ほとんど学校が大部分ですよ。運航時間が8時半から日没30分前までということになりますと、授業時間中がほとんどになると思うんです。私の地元なんかの学校を見ますと、こんな狭いところへヘリコプターがおりたら、石が飛んできてガラスが割れてしまうじゃないかなと思うんですけれども、学校の安全管理、あるいは散水、そういう安全対策、それはだれが行うことになっているんですか。

吉原医務課長 もし学校を使用するということになりますと、当然、消防のほうから連絡をしていただいて、消防が駆けつけて、まず散水をしていただくということと、あわせて安全確保についても消防の方にお問い合わせということになります。

丹澤委員 そうすると、消防署は大変なことになりますね。火災で行ったり、自分が救急隊でみずから出たり、今度はドクターヘリ呼ぶときになったら、みずから飛んでいって。これで見ると、着陸できる場所は学校がほとんどでしょう。そうすると、学校へ行くたびに、消防隊員は散水したり、安全管理をしたりしなきゃなんてことで、非常に負担がかかると、こう思いますけれども、その辺はぜひ事前にそういう連絡をしておいていただく。

 もう一つ、最後。例の阪神・淡路大震災のときにヘリコプター、たくさん飛んできたけれども、高速道路へおりれなかった。あそこの許可が必要だ、ここの許可が必要だと、いろいろ責任も転嫁して歩いたんですけれども、結局、許可は不要であったということのようで、今、山梨県の高速度道路には、着陸する場合に、事前には何か、中日本だとかそういうところに連絡してあって、特定の場所は無理でしょうけれども、この延長上おられるようなことには話についてはどうか。

吉原医務課長 委員ご指摘のとおり、やはり高速道路へおりるということになりますと、当然、車が走っているところでありますし、場所的な面からも、おりられるところは限られてくるということになります。それで、実は今回のこの運用マニュアル等をつくる委員会にも、中日本高速道路株式会社の方や警察本部の方にも入っていただいて協議を進めましたが、来年4月のスタート時点には、やはり、まだ高速道路のどこにおられるかということまでの協議は、今のところ、できておりません。まず、それ以外のところを固めてスタートをしたいと思いますが、来年以降も協議をさせていただくということで、警察本部と中日本の方には了解をいただいております。

 ちなみに、東海大学のほうは、やはり、そういった協議をして、既にポイントは決めてあると承知をしております。ですので、万が一おることになれば、当

然、警察にお願いをして交通規制をしたりということは必要になってまいります
が、東海大のヘリについては可能になっているということでございます。

丹澤委員 高速道路は基本的にはだめなんですか、いいんですか、許可が必要ですか、必要でないんですか。

吉原医務課長 事前に警察本部と、それから中央高速であれば中日本と私どもで協議を済ませて、この地点、こういう条件でという協議が調べておればおられるということ
です。

丹澤委員 それは来年の運航する4月までには、きっちりと話し合いができるということ
ですか。

吉原医務課長 なかなか時間がかかると両者から言われておまして、4月までには高速道路
で、この地点へというところまで、申しわけないですけども、できないと思
います。来年以降の検討課題と思っています。

丹澤委員 他県ではできる、おりれるようなシステムとしてなっていると、こう言ってい
ても、なぜ、同じ中日本が持っている高速道路が、そんなに時間がかかるん
ですかね。

吉原医務課長 やはり高速道路なので、一般車両が走っていて、そこで交通規制をしないと
おりられないということが1つありますので、やっぱり安全確保というところ
も含めて、なかなか、進みません。はっきり確認をしたわけではありません
が、警察のほうの了解ということもあろうと思いますし、中日本自体の了解
ということもあるんだと思います。

丹澤委員 それは県警がだめということですか。

吉原医務課長 そこまで、まだきっちりと詳細のお話できていないという状況であります。

その他

- ・委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・閉会中の継続審査案件に関する調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、常任委員会活動充実の取り組みとして、平成23年12月16日（金）午後1時30分から第1委員会室において、地方独立行政法人 山梨県立病院機構の業務実績評価について執行部から事情聴取を行うこととし、また、県内調査は平成24年1月17日（火）午前10時から新県立図書館建設現場及び障害者支援施設かじか寮を調査することとし、詳細については、後日通知することとされた。
- ・10月21日に実施した県内調査については、議長あてに報告書を提出したことが報告された。

以上

教育厚生委員長 望月 勝